

笠間市告示第148号

平成26年第1回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成26年2月18日

笠間市長 山口伸樹

1 期 日 平成26年2月25日（火）

2 場 所 笠間市議会議場

平成26年第1回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
2月25日	火	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 請願・陳情（付託） 議案上程・提案理由説明 補正予算質疑・付託 〔議案質疑通告締切（午前中）〕 〔一般質問通告締切（午前中）〕
2月26日	水	休 会	議案調査
2月27日	木		常任委員会（補正予算審査）
		本会議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 予算特別委員会の設置・付託 委員長報告・質疑・討論・採決（補正予算） 〔議会運営委員会〕
2月28日	金	休 会	常任委員会（総務・土木建設）
3月 1日	土	休 会	
3月 2日	日	休 会	
3月 3日	月	休 会	常任委員会（文教厚生・産業経済）
3月 4日	火	休 会	議事整理
3月 5日	水	休 会	予算特別委員会（第1日）
3月 6日	木	休 会	予算特別委員会（第2日）
3月 7日	金	休 会	予算特別委員会（第3日）
3月 8日	土	休 会	
3月 9日	日	休 会	
3月10日	月	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
3月11日	火	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
3月12日	水	休 会	議事整理

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
3月13日	木	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問 〔討論通告締切（午前中）〕
3月14日	金	本会議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 質疑・討論・採決（議案の一部） 閉会 〔全員協議会〕

平成26年第1回
笠間市議会定例会会議録 第1号

平成26年2月25日 午前10時00分開会

出席議員

議長	24番	小菌江	一三	君
副議長	9番	藤枝	浩	君
	1番	畑岡	洋二	君
	2番	橋本	良一	君
	3番	小磯	節子	君
	4番	飯田	正憲	君
	5番	石田	安夫	君
	6番	鹿志村	清一	君
	7番	蛭澤	幸一	君
	8番	野口	圓	君
	10番	鈴木	裕士	君
	11番	鈴木	貞夫	君
	12番	西山	猛	君
	13番	石松	俊雄	君
	14番	海老澤	勝	君
	15番	萩原	瑞子	君
	16番	中澤	猛	君
	18番	横倉	きん	君
	19番	町田	征久	君
	20番	大関	久義	君
	21番	市村	博之	君
	22番	柴沼	広	君
	23番	石崎	勝三	君

欠席議員

なし

出席説明者

市長 山口伸樹 君

副市長	久須美 忍 君
教育長	飯島 勇 君
市長公室長	深澤 悌二 君
総務部長	阿久津 英治 君
市民生活部長	小坂 浩 君
福祉部長	小松崎 栄一 君
保健衛生部長	安見 和行 君
産業経済部長	神保 一徳 君
都市建設部長	竹川 洋一 君
上下水道部長	藤田 幸孝 君
市立病院事務局長	打越 勝利 君
教育次長	塙 栄 君
消防長	小森 清 君
会計管理者	高安 行男 君
笠間支所長	飯村 茂 君
岩間支所長	海老沢 耕市 君

出席議会事務局職員

議会事務局長	伊勢山 正
議会事務局次長	石上 節子
次長補佐	飛田 信一
係長	瀧本 新一

議事日程第1号

平成26年2月25日（火曜日）

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願陳情について
- 日程第5 施政方針について
- 日程第6 議案第1号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第 2 号 笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 3 号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 4 号 笠間市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 5 号 笠間市手数料条例等の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 6 号 笠間市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 7 号 笠間クライנגアルテンの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 8 号 笠間市立公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第 9 号 笠間市駅前広場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第10号 笠間市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第11号 笠間市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第12号 笠間市公共下水道条例等の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第13号 石の百年館の設置及び管理に関する条例について
- 日程第18 議案第14号 笠間市工場立地法準則条例について
- 日程第19 議案第15号 笠間市消防長及び消防署長の資格を定める条例について
- 日程第20 議案第16号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 日程第21 議案第17号 工事請負契約の締結について（茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター整備工事）
- 日程第22 議案第18号 平成25年度笠間市一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第19号 平成25年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第20号 平成25年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第21号 平成25年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第22号 平成25年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第23号 平成25年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第24号 平成25年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第25号 平成25年度笠間市立病院事業補正会計予算（第 3 号）
- 議案第26号 平成25年度笠間市水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第23 議案第27号 平成26年度笠間市一般会計予算
- 議案第28号 平成26年度笠間市国民健康保険特別会計予算

- 議案第29号 平成26年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第30号 平成26年度笠間市介護保険特別会計予算
- 議案第31号 平成26年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第32号 平成26年度笠間市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第33号 平成26年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第34号 平成26年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第35号 平成26年度笠間市立病院事業会計予算
- 議案第36号 平成26年度笠間市水道事業会計予算
- 議案第37号 平成26年度笠間市工業用水道事業会計予算

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願陳情について
- 日程第5 施政方針について
- 日程第6 議案第1号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
議案第2号 笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第3号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第4号 笠間市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第5号 笠間市手数料条例等の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第6号 笠間市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第7号 笠間クラインガルテンの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第8号 笠間市立公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第9号 笠間市駅前広場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第10号 笠間市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例について

- 日程第15 議案第11号 笠間市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第12号 笠間市公共下水道条例等の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第13号 石の百年館の設置及び管理に関する条例について
- 日程第18 議案第14号 笠間市工場立地法準則条例について
- 日程第19 議案第15号 笠間市消防長及び消防署長の資格を定める条例について
- 日程第20 議案第16号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 日程第21 議案第17号 工事請負契約の締結について（茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター整備工事）
- 日程第22 議案第18号 平成25年度笠間市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第19号 平成25年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第20号 平成25年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第21号 平成25年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第22号 平成25年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第23号 平成25年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第24号 平成25年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第25号 平成25年度笠間市立病院事業会計予算（第3号）
- 議案第26号 平成25年度笠間市水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第23 議案第27号 平成26年度笠間市一般会計予算
- 議案第28号 平成26年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- 議案第29号 平成26年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第30号 平成26年度笠間市介護保険特別会計予算
- 議案第31号 平成26年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第32号 平成26年度笠間市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第33号 平成26年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第34号 平成26年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第35号 平成26年度笠間市立病院事業会計予算
- 議案第36号 平成26年度笠間市水道事業会計予算
- 議案第37号 平成26年度笠間市工業用水道事業会計予算

午前10時00分開会

開会の宣告

○議長（小園江一三君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。ただいまの出席議員は23名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第1回笠間市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（小藺江一三君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（小藺江一三君） 日程第1、会議録署名議員を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、13番石松俊雄君、14番海老澤 勝君を指名いたします。

会期の決定について

○議長（小藺江一三君） 日程第2、会期の決定について、議題といたします。

今期定例会会期等につきましては、去る2月18日議会運営委員会を開き、ご審議をいただいております。

ここで、議会運営委員長からご報告をいただきます。

委員長、蛭澤幸一君。

〔議会運営委員長 蛭澤幸一君登壇〕

○議会運営委員長（蛭澤幸一君） 議会運営委員会から会議の報告をいたします。

当委員会は、2月18日、平成26年第1回笠間市議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

会期につきましては、皆様のお手元に配付してあります資料のとおり、2月25日から3月14日までの18日間といたします。

初日の2月25日は、会期の決定、請願、陳情の付託、議案の説明を受け、議案の一部について、質疑、討論、採決を行います。

なお、補正予算については、質疑の後、各常任委員会へ付託となります。

2月27日は午前10時から各常任委員会を開催し、付託された補正予算の審査を行い、午後2時から本会議を開催し、委員長報告、質疑、討論、採決となります。その他議案につきましては、通常どおり議案質疑を行い、各常任委員会への付託及び予算特別委員会を設置し、付託を行います。

2月28日と3月3日に常任委員会を開催し、4日は議事整理のため休会とし、5日、6日、7日の3日間で予算特別委員会を開催します。

10日、11日、13日の3日間で一般質問を行います。

最終日の14日は、各常任委員会に付託された議案等の審査結果について各委員長から報告を受けた後、討論、採決を行い終了となります。

以上、報告いたします。

○議長（小藺江一三君） お諮りいたします。

委員長の報告のとおり、今期定例会会期は本日から3月14日までの18日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から3月14日までの18日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、議会運営委員長から報告がありましたように、お手元の日程表のとおりでありますので、ご了承いただきます。

諸般の報告について

○議長（小藺江一三君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

市長から、地方自治法第180条第2項の規定により専決処分の報告が提出されましたので、既に議案とともに配付してございますから、ご了承願います。

請願陳情について

○議長（小藺江一三君） 日程第4、請願、陳情について議題といたします。

今期定例会に提出された請願、陳情につきましては、文書表を付してその写しをお手元に配付しております。これら請願、陳情につきましては、お手元に配付いたしました請願陳情文書表のとおり、所管の委員会に付託をいたします。

施政方針について

○議長（小藺江一三君） 日程第5、施政方針について、市長より発言が求められており

ますので、これを許可いたします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 平成26年度の一般会計を初め、各特別会計、企業会計の予算、並びに関係諸議案のご審議をお願いするにあたり、私の市政運営についての基本的な考え方や主要施策などについて所信を述べさせていただきます。

平成18年の3市町合併後、私が市政のかじ取りを託されてから2期8年が過ぎようとしております。私は市政経営の理念として、「公平、公正な行政運営」・「情報の公開、共有」・「市民（自助）と行政（公助）の協働（共助）」・「責任ある行政」を基本として、政策の実現に取り組んでまいりました。

この間、市民ならびに議員各位には、私の市政運営にご理解とご協力を賜り、感謝と御礼を申し上げます。

まず、我が国の経済情勢でございますが、一昨年に発足した安倍政権が掲げた経済政策「アベノミクス」の効果により、長年続いたデフレ経済から脱却しつつあるとともに、最近の報道によりますと、上場企業においては2013年度通期決算で業績予想を上方修正する企業が相次ぐなど、景気は回復しつつあるとされております。しかしながら、地方においては、景気回復の実感がまだ沸いてこないのが実情であり、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動や、増税による中低所得者層の負担増など、経済回復への重しになることが懸念されております。

このような中、本市の市政運営については、合併11年目となる平成28年度から、合併算定替えにより地方交付税が減額されるなど、財政状況はますます厳しいものになると思われれます。これらに対応するため、引き続き行財政改革を断行し、事務事業の見直しや民間への業務委託の推進、重点施策への予算の重点的配分など、効率的・効果的な行政サービスと健全な財政運営を図ってまいります。

さて、東日本大震災からまもなく3年が経過しますが、本市においては、被災した笠間支所の旧法務局庁舎移転の改修工事も順調に進み、来月中旬に開所できる運びとなりました。また、平成26年度には教育委員会庁舎の建設に着手するなど、公共施設の震災復旧について、一定の見通しが立ちました。

また、東北被災地への支援としまして、現在2名の職員を岩手県宮古市と宮城県多賀城市へ長期派遣しておりますが、平成26年度も引き続き職員を派遣し、被災地の復旧・復興に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、施政方針の考え方について述べさせていただきます。

本市では、笠間市総合計画後期基本計画に掲げる、重点化を図る三つの視点「健康都市づくり」・「防災力向上」・「地域の活性化」を基本として、平成26度は、「健康都市かさまの推進」及び「市街地活性化の推進」を重点施策として位置づけ、各種事業に取り組

んでまいります。

まず、「健康都市かさまの推進」についてですが、市民の健康水準と生活の質の向上を図るための「人の健康づくり」と「生活を支える環境づくり」を柱に、市民と行政が一体となって「健康都市かさま」の実現に向けた取り組みを、今年度に引き続き展開してまいります。

次に、「市街地活性化の推進」についてですが、市街地のにぎわいを創出し、地域の活性化を図ることを目的として「友部・岩間・稲田の駅周辺」と「笠間稲荷門前通り周辺」を柱として、地域の特性を生かした拠点整備を行い、活力のある市街地の形成を目指した事業を展開いたします。

「駅周辺」については、昨年度策定した「笠間市駅周辺活性化プラン」に基づき、友部駅周辺地区では、駅南地区への地域交流センターの整備及び駅北地区への市立病院の移転新築など、岩間駅周辺地区では、地域交流センターの整備とともに、駅西口駅前通りの歩道整備及び旧役場跡地への都市公園の整備など、稲田駅周辺地区では、観光交流センター「石の百年館」を拠点とし、稲田みかげ石の産地をイメージする駅前広場や駅前道路の整備などをそれぞれ推進してまいります。

また、「笠間稲荷門前通り周辺」については、歩行空間を確保した門前通りの道路整備を今年度に引き続き進めるとともに、旧井筒屋旅館の再生、竹の小径・大石邸跡を含めた周辺整備を推進してまいります。

これら重点施策を中心に、平成26年度の重要事務事業として「78事業」を定め、「震災の復旧・復興から成長へ」そして、今後ますます進展する「少子高齢化・人口減少社会」への対応に向け、各種事業を展開してまいります。

次に、平成26年度の予算編成方針についてご説明申し上げます。

まず、歳入についてですが、市税は緩やかながら回復傾向にある景気の反映や税制改正により個人市民税が増になると見込んでいるものの、土地評価の時点修正や償却資産の減少等による固定資産税の減、消費の減少によるたばこ税の減などにより、市税全体では減収を見込んでおります。

地方交付税については、国の地方財政計画における地方交付税総額は、今年度と比較して1%程度減額となる見込みではありますが、本市においては、通常の地方交付税とは別枠で、東日本大震災からの復旧・復興事業に係る経費について交付される、震災復興特別交付税を見込み教育委員会庁舎を整備することから、今年度と比較し増額を見込んだものであります。

また、消費税の改正に伴い、本年4月1日より国、地方合わせて消費税率が5%から8%に引き上げられますが、引き上げは幅広く国民各層に社会保障費の安定財源確保のために負担を求め、社会保障の充実・安定化と財政健全化を目指すもので、引き上げによる増収分については全額を社会保障経費に充てるとされております。地方においては、地方消費

税率が1%から1.7%に引き上げられ、県から市町村に配分される地方消費税交付金が増となりますので、本市としましても、引き上げによる増額分については、全額を社会保障経費に充ててまいります。その他、市内の公共施設の使用料等については、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処すること、とされており、課税対象となるものにつきましても、消費税の適正な転嫁を図ってまいります。

なお、消費税の引き上げに伴い自動車取得税が減税となりますので、自動車取得税交付金は減になると見込んでおります。

歳出についてですが、義務的経費である社会保障関係経費が増大することが見込まれ、投資的経費充当財源を圧迫しつつある状況であります。

これらのことから、予算編成方針の基本的考え方として、市の将来あるべき姿を見据えた長期的視野に立ち、効率的で実効性の高い行政運営を目指した予算とすることを掲げ、行財政改革を推進しつつ全部署において可能な限り経費の見直しを図りながら、真に市民が求めている施策を進めてまいります。

各種施策の財源確保としましては、事務事業経費の見直しによるもののほか、国や県などの補助制度を積極的に活用してまいります。また、市債の借入れについては、後年度の財政負担を考慮し、普通交付税の代替措置である「臨時財政対策債」と、交付税算入率が高い「合併特例債」及び「緊急防災・減災事業債」に限って借り入れるものであります。さらに、今年度までに積み立てることができました「財政調整基金」から繰り入れて、財源確保を図るものであります。

結果、平成26年度の一般会計予算は総額282億5,000万円で、今年度当初予算と比較して、10億5,000万円、3.9%の増となります。しかしながら、消費税率の改正に伴う臨時福祉給付金や子育て世帯に対する臨時特例給付金、市の予算を経由した民間事業者への県補助金の交付など、すべて国・県支出金で財源手当された臨時的な事業を約8億2,000万円計上しており、それらを差し引き、実質的には今年度と比較して約2億3,000万円、率にして0.8%の増となります。

特別会計予算については、国民健康保険特別会計を初めとします7会計で、予算総額は189億3,524万5,000円であります。

また、企業会計予算については、市立病院事業会計を初めとします3会計で、予算総額は33億1,290万6,000円であります。

なお、一般会計予算と特別会計予算及び企業会計予算を合わせた、本市の平成26年度の予算総額は504億9,815万1,000円で、今年度と比較すると、23億877万3,000円、率にして4.8%の増となっております。

今後の財政運営については、「財政健全化法」の趣旨を踏まえ、本市の財政状況を的確に分析しつつ、各種施策の緊急性・必要性を充分検討しながら限られた財源を重点的かつ効率的に配分し、節度ある財政運営に努めてまいります。

続きまして、重要事務事業をはじめとする、主要な施策の概要について、総合計画の「笠間市のめざす将来像」を実現するための「六つの柱」に従って、述べさせていただきます。

初めに、「広域交流基盤を生かした新時代のまちづくり」についてご説明申し上げます。

まず、笠間稲荷門前通りの整備についてですが、「笠間稲荷門前通り整備推進協議会」にて、歩行者を優先した道路整備とする方針が出され、今年度から整備を開始したところでございます。平成26年度も引き続き、延長約130メートルの整備を予定しており早期完成に向け整備を進めるとともに、門前通り商店街の街並みや景観づくりについて、地元との話し合いを行ってまいります。

また、笠間稲荷周辺整備事業については、稲荷門前通りから大石邸跡、竹の小径、日動美術館などへの回遊性を確保するための整備計画を策定するとともに、旧井筒屋旅館の新たな運営事業者の選定、及び本館部分の耐震設計など、本市の観光拠点としての整備を推進してまいります。

畜産試験場跡地の利活用に向けた雨水排水処理施設の整備については、県の市町村合併支援事業である「新市町村づくり支援事業」として、本年2月に整備工事に着工いたしました。平成26年度は、本体工事である専用放流管や流末排水路工事が行われ、平成27年度に調整池の工事を行い完了する予定であります。

これにより、面積約35ヘクタール、常磐自動車道や北関東自動車道のインターチェンジに近接するなど、交通の利便性が高い大規模な県有地を、地域の活性化につながる有効活用ができるよう県とともに推進してまいります。

なお、当跡地に隣接する国有地（約3ヘクタール）についても一体的な有効活用を検討してまいります。

幹線道路の整備についてですが、国道355号笠間バイパスの整備については、県において国道50号から主要地方道「笠間つくば線」までを優先整備区間として進められ、昨年4月に国道50号からJR水戸線に架かる来栖跨線橋を経て、市道「来栖本戸線」までの約2.3キロメートル区間が供用開始されました。現在は、澗沼川橋の上部工工事等が進められており、平成26年度中に、主要地方道「笠間つくば線」までの約900メートル区間の供用開始を目指しております。引き続き関係機関と連携しながら「笠間バイパス」の整備促進に努めてまいります。

主要地方道「大洗友部線」については、懸案でありました橋爪地区の未改良区間、約600メートルの事業化に向け、昨年12月に2回目の地元説明会が開催され、道路の線形についてご理解が得られたところでございます。澗沼川の改修と一体的に整備が図られるよう、地域の皆さまと協議しながら取り組んでまいります。

市道の幹線整備についてですが、笠間地区においては「来栖本戸線」「笠間小原線」、友部地区においては「南友部平町線」「市道（友）1級5号線」「市道（友）2級5号線」、岩間地区においては「岩間八郷線」など、早期完成に向けて整備してまいります。なお、

暫定供用となっております「友部池野辺線」については、平成26年度から残りの工事に着手できる運びとなったため、県道との交差点改良工事を含め、早期の全線開通に向け取り組んでまいります。

また、岩間駅東口から国道355号バイパスまでの「岩間駅東大通り線」延伸部については、今年度から工事に着手しており、平成26年度内の一部供用開始、平成27年度内の全線開通に向けて取り組んでまいります。

都市計画道路の見直しについては、都市計画決定後、未着手となっている路線を対象に、計画の見直しが必要であると思われる路線の存続・変更・廃止について、笠間市都市計画道路再検討委員会を設置し検討を行っております。平成26年度は、委員会から提言をいただき、市の方針を決定した後、見直しの対象路線について都市計画の変更手続きに着手してまいりたいと考えております。

次に、「多彩な交流で飛躍する活力ある産業のまちづくり」について、ご説明申し上げます。

まず、観光の振興についてですが、「通年型観光地づくり」を推進するため、笠間観光協会との協働で新規来訪者の拡大を図るため、広域観光を含めた新たな旅行商品開発事業を継続して行ってまいります。また、学校行事として行う遠足や宿泊学習を誘致するため、吾国愛宕ハイキングコースや北山公園キャンプ場、そして陶芸体験などの観光資源を活用した教育旅行の実施に取り組んでまいります。

観光PRについては、震災後の風評被害が今だに残る状況にありますが、県及び広域観光協議会、笠間観光協会、JR東日本等と連携した広域的なPR活動として、首都圏及び北関東自動車道沿線に向けたPRを強化するとともに、茨城空港の名古屋・福岡等の路線拡大に伴う新たなターゲットへのPRを行ってまいります。また、昨年、本市と益子町で「かさましこ観光協議会」が設立されたことから、益子の陶器市との連携を図るなど県境を越えた観光・イベント等のPRを実施してまいります。

筑波山地域ジオパーク構想については、本市の吾国山・愛宕山周辺や、佐白山周辺、北山公園周辺の地質や自然生態、また、その地域の歴史や文化、地場産業である稲田みかげ石など、地球の壮大な成り立ちから生まれた地域資源をジオパークとして活用するため、笠間市・桜川市・石岡市・つくば市・土浦市・かすみがうら市の六つの自治体と筑波大など関係機関と連携して、日本ジオパーク委員会から「ジオパーク」の正式認定を目指し取り組んでまいります。なお、3月30日に開館する予定の観光交流センター「石の百年館」については、稲田みかげ石の産業や歴史の継承と筑波山ジオパークの観光拠点として設置運営してまいります。

商業の振興及び商店街活性化については、笠間地区と岩間地区において、商工会や商店会などが実施する空き店舗対策やにぎわい創出などの事業への支援を引き続き行ってまいります。

笠間のご当地グルメ「笠間いなり寿司」については、茨城県で唯一「愛Bリーグ」の正会員である「笠間いなり寿司いな吉会」が、今年度は、愛知県豊川市で行われた全国大会、また千葉県勝浦市で行われた関東・甲信越大会に出展するなど「観光地笠間」を全国に向けてPRしてまいりました。平成26年度も、これまでの経験を生かし、福島県郡山市で開催予定の全国大会等に出展する予定となっておりますので、本市としても引き続き支援してまいります。

また、昨年11月に開催した「ご当地グルメサミット in 笠間」についてですが、注目度の高い市内外のご当地グルメが多数出展し、笠間稲荷門前通りを中心とした「まちなか」で初めて開催し、2日間で延べ約9万500人が訪れるなど盛況でありました。平成26年度も開催を予定し、まちおこしに寄与してまいります。

中小企業の支援については、事業の中心となる自治金融・振興金融保証料補給を資金需要にあわせ増額計上するとともに、利子補給の補助を継続して実施してまいります。また、雇用の安定を図ることを目的に、労働環境改善のための設備投資に対する補助や、笠間市民を新たに雇用した中小企業に対する「企業活動促進支援事業」を継続して実施し支援してまいります。

雇用対策については、高校生や大学生等を対象とした「笠間市就職面接会」をハローワークと連携して今年度初めて開催し、10名を超える内定者が出るなど好評を得ることができました。平成26年度も地元企業への雇用拡大を図るため、参加企業をふやすなど内容を充実させて開催してまいります。また、個人事業者や非正規雇用者、離職者、学生等を対象とした「職に役立つ資格取得支援事業」を市独自の事業として引き続き実施してまいります。

「笠間焼」の振興策については、笠間焼協同組合と連携し、春の「笠間の陶炎祭」、秋の「笠間浪漫」など、県内でも特徴のある、笠間ならではのイベントでのPRの強化や、国の制度を活用するなど笠間焼の販路拡大に取り組んでまいります。

また、昨年12月に議員提案にて制定されました「笠間市地酒を笠間焼で乾杯する条例」とも関連させ、飲食店等での利用を呼びかけてまいります。さらに、笠間焼若手陶芸家を対象に「笠間焼陶芸家支援事業」を引き続き実施し、笠間焼の後継者育成・創業支援及び定住化を促進してまいります。なお、震災の影響により休止していた「アマチュア陶芸展」を復活させ、陶芸ファンの拡大に努めてまいります。

「稲田みかげ石」については、県や関係機関と連携し公共事業への活用や、販路拡大事業として開催する「いばらきストーンフェスティバル」、「ストーンエキシビション」への支援及び稲田みかげ石スラッジの環境対策事業に伴う処理組合への支援を引き続き行ってまいります。

企業誘致については、新規立地が可能な「茨城中央工業団地（笠間地区）」に、国・県・市の優遇制度の活用や、分譲価格の引き下げを県に働きかけるなど、企業誘致の実現に取

り組んでまいります。また、岩間IC周辺の工業系の用途地域を設定している安居地区については、企業立地に必要な都市基盤整備を計画的に行うため、工業地域整備の基本構想を策定いたしました。これにより平成26年度は、地元の方々と事業実施に向けた協議を行うとともに、地権者会の設立なども進めてまいります。

なお、今定例会に上程しております工場立地法準則条例の制定により、緑地を含む環境施設面積の割合が、工業地域においては現在までの25%以上から10%以上に緩和され敷地の有効活用が図れることから、今後の工場等の立地促進が見込まれるものと期待しております。

本市の基幹産業である農業については、「笠間市農林業振興基本計画」に基づき、本市に適した個性ある農林業を推進するための施策に取り組んでまいります。

まず、担い手の育成強化と新規就農者の確保については、地域農業の将来像となる「人・農地プラン」に基づき、新規就農者への営農相談や地域懇談会の開催等を行ってまいります。さらに、農繁期の労働力確保のため、臨時雇用にかかる経費を支援してまいります。

農業公社の設立については、現在の農業は、農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加など、将来の農業経営に大きな不安を抱えております。このような現状の中、耕作放棄地の解消や農産物の加工・販売などを柱とした農業法人組織の立ち上げが急務となっております。中でも各県に設置される農地中間管理機構による耕作放棄地の解消は、国の攻めの農業の柱のひとつとされ、その業務の多くが市に委託されることになっていることから、その業務の受け皿としても農業法人組織の設立が必要となっております。今後、具体的な事業計画の策定などの準備を進め、平成26年度内の設立を目指し取り組んでまいります。

6次産業化・ブランド化の推進については、笠間市の農業、産業の特色を生かした「笠間アグリビジネスネットワーク協議会」を昨年7月に設立いたしました。平成26年度は、このネットワークを核として、加工品や笠間の特色を生かした農産物「笠間の野菜」の開発を行い、それらと地域ブランド「かさまの粋」の認証を組み合わせながら、販売強化の支援に取り組んでまいります。

このほか、笠間クラインガルテンを核としたグリーンツーリズムの推進、畑地の一体再生事業による耕作放棄地対策事業、水田農業では、集落営農組織に対する支援や経営安定対策における戦略作物である麦、大豆、飼料作物の生産振興などに取り組んでまいります。

農地の基盤整備については、県営事業である経営体育成基盤整備事業の事業採択を受けた、北川根地区の測量業務等が完了し、現在も継続して整備を進めている霞ヶ浦用水事業と合わせ、平成26年度からパイプライン及び揚水機場の工事に着手し、平成27年度の供用開始を目指してまいります。また、市の施工により実施しております稲田大古山地区については、平成26年度に一部の付帯工事を除き、基盤整備が完了する予定となっております。

森林整備については、森林湖沼環境税を活用し森林の間伐や作業路の整備、林業専用道

の整備を実施してまいります。公共性の高い平地林などを整備・保全し、健全な森林の育成と多様な森林の活用を引き続き推進してまいります。

農業水利施設の震災対策として、小原地区の不動谷津池の耐震調査及びハザードマップの作成を実施します。地震による被災の影響が大きい農業水利施設の耐震性を調査することで、災害の未然防止を図ってまいります。

次に、「ともに支えあい、健やかに暮らせるまちづくり」について、ご説明申し上げます。

まず、健康づくりの推進についてですが、笠間市健康づくり計画に基づき、「健康都市講座（健康づくり講演会）」及び「健康づくり市民大会」を引き続き開催し、市民や企業の健康づくりへの取り組みを紹介するなど、健康都市づくり運動の連携と交流をとおして、健康づくりに対する意識の高揚を図ってまいります。

「いばらきヘルスロード」については、現在、案内看板の整備や市民へ配布するパンフレットの作成に取り組んでおります。平成26年度は、多くの市民の方にヘルスロードを知っていただくため、新たなコースへ案内看板を設置するとともに、笠間市ウォーキング協会と連携しウォーキングの体験教室などを開催してまいります。

健診事業については、がん検診推進事業や各種健康診査の未受診者へ、受診の奨励を継続して実施し、受診率向上に努めてまいります。また、生活習慣病予防対策の一次予防の重要性を理解していただくために、特定健診事業とあわせ特定保健指導を実施するとともに、各指定医療機関との調整を行い、人間ドックで490人、脳ドックで250人の助成枠を確保し、生活習慣病の予防と健康保持増進を図り、伸び続ける医療費の抑制に努めてまいります。

予防接種事業については、大人の風疹感染対策として、現在、国において、主に妊娠希望者に対する抗体検査費用の助成が検討されております。本市では引き続き、風疹予防接種を奨励するとともに、抗体検査実施後、陰性であった方に対する予防接種費用を助成し、先天性風疹症候群の発症の予防に努めてまいります。

次に、少子化対策及び子育て支援事業についてご説明いたします。

初めに、出会い創出支援事業についてですが、市内の団体が行う出会いの場づくりに対する助成を引き続き実施してまいります。また、結婚に関する情報提供を積極的に行うためには、人と人との結びつきが重要なことから、本市周辺の城里町、栃木県益子町、茂木町の県境を越えた1市3町での広域ネットワークを活用した情報発信の仕組みづくりに取り組んでまいります。

さらに、健やかな妊娠、安全な出産のための妊婦健康診査の推進と助成、不妊治療費及び未熟児養育医療の医療費一部助成を継続して行ってまいります。

子育て支援についてですが、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」が施行され、平成27年度から新制度がスタートいたします。本市では、平成27年度から平成31年度を計画

期間とする「子ども・子育て支援事業計画」の策定や、「幼保連携型認定こども園」の整備など、地域の実情にあった質の高い保育・教育の提供及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施してまいります。

ファミリーサポートセンター事業については、現在、子育ての相互援助活動として定着しておりますので、引き続き安心して子育てができる環境づくりとして推進してまいります。

地域子育て支援拠点事業については、各地区の子育て支援センターにおいて、多くの保護者と乳児・幼児にご利用いただいている状況であり、笠間市児童館とともに、今後も児童支援の拠点として事業を推進してまいります。

また、大きな社会問題となっています児童虐待やネグレクト（育児放棄）は、早期発見・早期対応が第一でありますので、家庭児童相談室での相談業務はもとより、要保護児童対策地域協議会等、関係機関の連携により対応してまいります。

放課後児童クラブについては、児童の健康管理や安全確保、また遊びや生活を通じた児童の健全育成に努めるとともに、指導員の資質向上を図り、一層のサービス向上に努めてまいります。なお、平成27年度からの新制度にあわせ、6年生までの対象児童すべてに対応できるよう、施設整備を含めて取り組んでまいります。

マル福制度については、本市独自の支援を幅広く実施しており、小児医療費の助成も対象年齢を中学3年生まで拡充してまいりました。平成26年度も現在の制度を継続し、乳幼児・児童・生徒の健康の保持及び健全育成を図ってまいります。

ひとり親家庭への支援としては、「母子家庭等高等技能訓練促進事業」を引き続き実施し、資格取得中の負担軽減を図るとともに、その他、各種支援制度の周知を図り経済的な支援を行ってまいります。

生活困窮者対策については、昨年12月の生活困窮者自立支援法の公布を受け、自立相談支援事業の実施及び住宅確保給付金の支給等、生活保護に至る前の自立支援策強化を図るための取り組みを進めてまいります。

また、生活保護については、生活保護法の一部改正を受け、就労による自立の促進、不正・不適正受給対策の強化、医療扶助の適正化等について重点的な取り組みを続けてまいります。

障害者福祉については、障害のあるすべての人に対して、地域での自立した生活を支えるために必要な福祉サービスを提供するとともに、地域での相談支援の拠点となる「基幹相談支援センター」や「笠間市障害者地域自立支援協議会」との連携のもと、相談支援体制の強化や権利擁護・虐待防止等に取り組んでまいります。

高齢者福祉については、平成27年度から平成29年度までの「第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、さらなる事業の充実に取り組んでまいります。計画の策定にあたっては、学識経験者など15名程度で構成する策定委員会を組織し議論してまいります。

介護サービス利用者に対しましては、特別養護老人ホーム入所待機者の削減を目的として、笠間市児童館わきへ平成26年度中の施設整備を支援してまいります。

また、高齢化に伴う多様な問題に対応するため、地域における総合的な介護・保健・医療・福祉サービスが連携する「笠間市地域包括ケアシステムネットワーク」を推進し、相談支援の充実を図るとともに、支援が必要な方が地域で安心して暮らすために、地域住民の協力による「在宅ケアチーム」の設置や地域企業との「見守り協定」により、日常的な見守りの強化を行ってまいります。

今年度、実証実験を行いました地域経営型クラウドシステムについては、介護認定情報や見守り支援のための情報、救急医療情報などを効率的に共有するためのシステムであり、関係機関がこれらの情報を有効活用することにより、医療・介護等の連携を強化し、地域全体での支援体制づくりを図るため、平成26年度から本格運用を開始します。

さらに、高齢になっても元気に生活できるように、介護予防対象者を把握し、身近な地域での介護予防事業や認知症対策などを充実させるとともに、高齢者の孤独化を防止するための社会参加を積極的に推進してまいります。

笠間市立病院については、第2次笠間市立病院改革プランに基づき、公立病院として市立病院が果たすべき役割に取り組みながら、経営の健全化を目指してまいります。

市立病院整備事業については、平成30年4月の友部駅北地区への移転新築を目指し、平成26年度から基本設計に着手してまいります。昨年末に出された「笠間市立病院建設協議会」の答申を踏まえ、在宅医療を軸とし、今までの在宅訪問診療に加え、訪問看護や訪問リハビリなど新たな医療に取り組んでまいります。また、保健センター機能や地域包括支援機能、病児保育機能など、行政機能の併設についても検討を進め、行政サービス機能と医療機能を効果的・効率的に生かしながら、保健・医療・介護・福祉との連携により地域に必要とされる病院を目指してまいります。

なお、今年度まで県事業で実施していた筑波大学との連携事業については、平成26年度からは、笠間市単独で筑波大学と委託契約を締結し、「かさま地域医療教育ステーション推進事業」として、指導医の派遣と学生の受け入れを行い、地域医療に従事する医師の養成と地域医療の充実を図ってまいります。

次に、「自然と共生した安全でやさしさのあるまちづくり」について、ご説明申し上げます。

まず、初めに防災体制の充実についてですが、平成24年10月に策定しました地域防災計画「地震及び風水害対策計画編」に基づき推進しておりますが、このたび「防災のしおり」を作成し市内全世帯へ配布するなど、防災意識のさらなる向上に努めてまいります。

また、本市の一部が東海第二原子力発電所から半径30キロメートルを目安とする「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）」に含まれることから、昨年5月に「原子力災害対策計画編」を策定しました。現在は、具体的な原子力災害への備えとして、防護措置とし

での安定ヨウ素剤の服用及び市域さらには県域を越えた避難を想定した広域避難計画を策定するため、県を中心に県内全市町村や避難先と想定される近隣の県や市町村、また自衛隊や交通・運輸等のさまざまな関係機関へ協力を要請し、検討・協議を行っているところでございます。

自主防災組織については、1月末現在で115団体が設立され、組織率は45.14%となっております。災害に強い地域づくりのためにも、今後も継続して組織結成を促進し、組織率の向上に努めてまいります。

また、防災に対する高い意識を有するとともに、知識・技能を備えた防災士の資格取得を推進するため、今年度新設しました「防災士助成金制度」を活用し、市内7名の方が防災士の資格を取得しました。今後もこの事業を継続し、地域における防災リーダーの育成に努めてまいります。

さらに、福祉の分野では、災害時の避難にあたり支援が必要となる人を定義し、その情報収集や共有方法、また避難支援体制の概要等を定める「笠間市災害時避難行動要支援者避難支援プラン」を今年度策定いたしました。平成26年度は、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認、その他必要な措置を実施するための基礎となる名簿、「災害時避難行動要支援者台帳」の作成及び、日ごろから見守りを希望する要支援者について、一人一人の個別計画の作成に取り組んでまいります。

消防防災対策については、広報等による防災意識の向上と住宅用火災警報器の普及啓発を図るとともに、防火水槽や消火栓などの施設整備を継続して実施し、さらなる充実を図ってまいります。

救急体制については、岩間消防署の高規格救急車を更新するほか、救急隊員の新たな教育管理制度の導入や、病院実習による再教育を充実させるとともに、県立中央病院が3月より運行を開始する「ドクターカー」と本市救急隊が連携するための協定を締結し、救急搬送時の救命率向上に努めてまいります。また、民間救急ボランティア団体である「かさまハートサポーター」及び「女性消防団」が、消防署員と協働で市民に対して応急手当の指導を行うなど、今後も救命率向上につながる普及啓発活動に取り組んでまいります。

消防団については、団員不足の解消が課題となっており、広報紙、ホームページへの掲載や団員募集パンフレットを配布するとともに、消防団協力事業所表示制度を活用し市内各事業所への協力を依頼するなど、団員の加入促進を図ってまいります。

女性消防団の活動については、これまでの住宅防火診断に加え、幼稚園などに直接訪問しての幼児防災教育や、各事業所へ防火ポスターを配布するなど、防火に関する広報活動を行ってまいります。

消防救急デジタル無線の広域化及び消防指令センターの共同化については、今年度から施設の整備を進めているところであります。防災体制のさらなる充実を図るため、平成28年6月からの運用開始を目指し取り組んでまいります。

次に、環境基本計画については、平成20年度に環境基本計画を策定いたしました。放射能・エネルギー政策などの新たな環境問題や、現計画及び目標数値を見直し、今日の社会と環境の状況変化を踏まえ、今後の環境保全に関する総合的かつ長期的な施策を図るため、平成26年度から2カ年事業で計画の改定作業を進めてまいります。

住環境の整備については、空き家等の適正管理に関する条例が今年度から施行され、空き家に対する管理不全状態の防止と解消を図るため、市民から提供された情報により空き家を調査し、所有者に行政指導を行い、一定の成果をあげているところでございます。平成26年度についても、解体撤去費用の補助制度を引き続き実施するなど、空き家等の適正管理に努めてまいります。

住宅用太陽光発電システムの設置補助については、市民からの要望が高いものであり、平成27年度まで事業期間を延長し実施いたします。今後とも、国及び県のエネルギー政策の動向に注視しながら「環境負荷の少ないエネルギー利用の促進」に努めてまいります。

不法投棄防止対策については、悪質な不法行為に対する監視活動や指導を行うため、警察署及び県廃棄物対策課などの関係機関とより一層の連携を図り、迅速な対応による早期解決に努めてまいります。

日常生活を支える生活道路の整備については、安心・安全な道路環境を形成するため、地権者の協力を得ながら、狭あい道路の整備を引き続き進めるとともに、特に交通危険箇所など緊急性の高い箇所を優先的に整備してまいります。

排水整備事業については、近年多発するゲリラ豪雨による浸水被害を未然に防止するため、市街地部を中心に、緊急性の高い箇所の整備を推進してまいります。

市道の管理については、「笠間市道路里親制度」の普及に努め、地域の方々による道路の清掃・美化等の促進を図るなど、地域と行政の協働による道路環境づくりを推進してまいります。

都市公園の管理についても、「笠間市都市公園グリーンパートナー制度」により、地域における自主的な美化活動を推進し市民に親しみやすい公園となるよう、グリーンパートナー協力団体の拡充に努めてまいります。

なお、現在設置されている道路照明や案内標識の現状を調査し、老朽箇所の点検や本市への来訪者にもわかりやすい案内標識の設置箇所等の検討を行うとともに、市道の除草や清掃、簡易な補修などの管理を年間を通して包括的に民間委託するため、モデル路線を選定し試験的に実施してまいります。

上水道事業についてですが、現在取り組んでいる石綿管の更新及び鉛製給水管の解消については、平成25年度末で石綿管が約55%、鉛製給水管は約46%が完了する見込みであり、安心安全な水道水の安定供給を図るため、引き続き事業を推進してまいります。

また、水道施設の耐震調査及び施設整備計画の策定が今年度完了することから、平成26年度には財政計画を策定し、計画的な施設整備を推進してまいります。

なお、平成28年度に予定している水道料金の改定については、整備計画及び財政計画をもとに適正な料金改定の実施に向け、準備作業を進めてまいります。

さらに、検討を進めてきました水道料金徴収業務等の民間委託については、事業経営の効率化及び経費削減等の効果が期待できることから、平成26年度より実施してまいります。

公共下水道事業については、浄化センターともべの長寿命化計画に基づき、中央監視室の改修工事を実施し、処理施設の安全な運転に努めるとともに、処理能力の向上を図ってまいります。

また、下水道管渠の整備工事を推進し下水道普及率の向上を図るとともに、現在、工事を進めている笠間地区の笠間幹線圧送管予備ルート整備については、平成27年度中の完成を目指し、地震に強い下水道を構築してまいります。

農業集落排水事業については、今年度供用開始した友部北部Ⅰ期地区の接続促進を図るとともに、Ⅱ期地区の管路布設工事を進めることにより順次供用開始区域を拡大し、小原地区の水質浄化に取り組んでまいります。

水道使用料徴収業務の民間委託に伴い、公共下水道事業・農業集落排水事業の使用料徴収業務もあわせて委託し、使用料納付の効率化を図り徴収率の向上に努めてまいります。

なお、公共下水道事業及び農業集落排水事業への接続についても、戸別訪問による直接働きかけを実施し、市内全体の接続率の向上に努めてまいります。

合併浄化槽設置事業については、県の上乗せ補助を活用し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への入れ替え促進に力を入れるなど、より一層の水質浄化に努めてまいります。

次に、地域活性化・定住化促進についてですが、日本を代表する建築家、伊東豊雄氏設計の「笠間の家」については、昨年11月に正式オープンしたところでございますが、平成26年度は建築をテーマとした伊東先生とのワークショップや、若手陶芸家の協力による各種企画展を開催するなど、建築家や陶芸家そして市民の交流の場となるような活用を進めてまいります。

また、空き家の利活用を促進する「空き家バンク」制度を今年度創設しましたが、利用希望者の登録数が、空き家の登録数を大幅に上回っていることから、緊急雇用創出事業を活用して、市内の空き家物件の調査を実施し、空き家の掘り起こしを行うなど、空き家の有効活用に取り組んでまいります。

「地域おこし協力隊」については、現在、首都圏から3名の隊員を受け入れており、地場産業の振興や地域活性化策への取り組みを中心に活動しているところでございます。平成26年度も3名の隊員に対して、将来の本市への定住化を見据えた活動への支援をあわせて行ってまいります。

次に、防犯・交通安全対策の強化についてですが、昨年（平成25年）の笠間市内における刑法犯罪件数は898件であり、一昨年（平成24年）より133件減少している状況にありますが、犯罪の多様化、巧妙化が進む中「安全で安心なまち笠間」を目指し、防犯対策を進

めてまいります。

本市では、犯罪の抑止を目的とした防犯カメラを、友部駅・笠間駅・稲田駅・岩間駅・宍戸駅・民間交番に設置しておりますが、平成26年度は、新たに福原駅駐輪場へ設置してまいります。

また、昨年9月に開所しました「笠間市民間交番あさひ」については、警察OBや地域の防犯連絡員の方々に非常勤特別職の「セーフティサポーター」として勤務していただいておりますが、昨年9月から12月の4カ月間の住吉、湯崎を含めた旭町周辺の犯罪認知件数は、昨年同時期55件であったものが32件に減少しており、設置効果はあったものと感じております。引き続き、地域の防犯拠点として笠間警察署との連携を密にし、地域の安全・安心をサポートしてまいります。

さらに、防犯灯整備については、今年度、市管理防犯灯1,100基を10年間一括リース方式によりLEDに切りかえましたが、平成26年度は行政区管理の防犯灯、約6,700基を同様に10年間一括リース方式でLED化を図り、省エネ及び行政区の電気料金の軽減を図ってまいります。

交通安全については、昨年（平成25年）の笠間市内における交通事故発生件数は296件であり、一昨年（平成24年）より42件減少しておりますが、死亡者数は4人であり、その全てが65歳以上の高齢者という状況にあります。平成26年度は、第9次交通安全計画に基づき配置した交通安全教育指導員を中心に、小中学生や高齢者等の交通安全教育の充実を図ってまいります。特に交通安全協会や交通安全母の会と協力しながら、小学生の自転車の安全運転、高齢者の交通事故防止のための啓発活動や出前講座などに力を入れてまいります。

さらに、道路交通環境面については、小学校区ごとに市民が参加して実施する通学路の交通安全点検を計画的に行ってまいります。

笠間市消費生活センターについては、今年度から相談業務をNPO消費者相談室に委託しておりますが、平成26年度も引き続き、専門的・効率的な消費生活相談の運営をはじめ「消費者力アップ市民講座」や「弁護士相談」を開催するなど、市民サービスの向上を図ってまいります。また、高齢者を中心に広がる悪質商法など、ますます多様化する消費者問題に対し、消費者の安心と安全を確保するため、消費者行政の強化に引き続き取り組んでまいります。

次に「人が輝き、豊かな文化を創造・発信するまちづくり」について、ご説明申し上げます。

初めに、幼児教育についてですが、公立保育所及び幼稚園の整備については、国の制度再編の方向性を注視しながら、幼保一体化に向けた検討を進めてまいりましたが、「公立保育所・幼稚園整備基本計画」に基づき、「笠間幼稚園とてらぎき保育所」を、また「稲田幼稚園といなだ保育所」を一体化した「幼保連携型認定こども園」を整備することとし、

それぞれ平成28年度及び平成29年度の開園を予定いたしました。平成26年度は、笠間幼稚園とてらぎき保育所を一体化した「幼保連携型認定こども園」の設計業務を進めてまいります。

学校教育については、児童・生徒一人一人が確かな学力を身につけ、さらなる学力向上を目指すため、昨年に引き続き「学力向上支援事業」を実施してまいります。すべての小・中学校に、本市が独自に雇用する「授業支援講師」を配置し、ティームティーチングによる授業や習熟度別指導の充実を図るとともに、児童生徒の理解度や興味・関心などの個人差を考慮した学習指導を実施してまいります。

学校施設の耐震化については、今年度で小中学校全施設69棟に対し63棟が完了し、耐震化率は91.3%となりました。平成26年度におきましては、稲田中学校の校舎と佐城小学校・岩間第一小学校及び岩間第二小学校の屋内運動場の耐震補強工事等の実施を予定しておりますが、これらの工事が完了しますと、統廃合により廃校を予定している校舎を除き、すべての耐震化が終了いたします。

小中学校の適正配置については、学校統合に対する子どもたちや保護者の皆さまの不安が解消できるよう、スクールバスの運行、子どもたちの事前交流事業、PTAの組織体制など必要な事項・課題について、「小中学校統合準備委員会」で協議を進めております。平成27年4月の学校統合がスムーズに進められるよう、引き続き万全の準備を整えてまいります。

児童の学力向上と学習意欲の高揚を図るため、小学校5・6年生を対象に笠間・友部・岩間の3地区の公民館において実施している「寺子屋事業」についてですが、今年度までは「国語と算数」の学習を行ってまいりましたが、平成26年度からは新たに「英語」を加えるなど、事業の充実を図ってまいります。

「かさま国際音楽アカデミー」については、平成26年度も音楽によるまちづくりを目指し、アカデミーの内容をさらに充実させ開催してまいります。

平成23年度より、市内小学校を対象に、芸術家、アーティストを派遣して実施しております「青少年劇場小公演事業」については、平成26年度からは中学校まで対象を拡大して実施してまいります。

笠間城跡の保存・整備については、今年度から考古学や歴史学などの学術関係者で組織した調査委員会にて調査を行っておりますが、平成26年度も引き続き調査を実施し、国史跡の指定を目指してまいります。

市立図書館については、市民の利用率が全国でも非常に高い図書館であります。平成26年度は、市民の多様な要望にお応えできるよう、図書購入費を拡充するとともに、施設の維持管理を進め利便性や情報発信力の向上を目指してまいります。

また、笠間図書館においては、コーヒーなどを販売し、やすらぎ空間の整備に取り組んでまいります。

笠間公民館については、昭和57年の完成以来、築32年が経過し、水回りや空調設備、また大ホールなど全体的に老朽化が進んでいる現状であります。このため、平成26年度に施設全体の現況調査を実施し、効率よく重点的に整備するための改修計画を作成するなど、笠間公民館のリニューアルに向けて取り組んでまいります。

次に、市内のスポーツ大会については、今年度からハーフマラソンの部を新設して実施しました「かさま陶芸の里ハーフマラソン大会」が、2013年全国マラソン大会100選に選ばれるなど、一定の成果を収めたものと思っております。平成26年度も今回の課題を整理し、さらに充実した大会となるよう取り組んでまいります。

また、合気道の聖地として開催する「全国高等学校合気道演武大会」及び「全国高等学校アームレスリング選手権大会」、歴史と伝統のある「県下中学校交歓笠間市駅伝大会」、小学生対象の「スナッグゴルフ大会」など、市民の体力向上とスポーツの振興を目的にさまざまなスポーツ大会を開催してまいります。

また、市内の体育施設については、現在、大規模改修を行っております「岩間B&G海洋センタープール」の改修が今年度内に完了いたします。今後も、市内の体育施設が市民のスポーツ振興と健康の維持増進の場となりますよう、指定管理者と連携を図りサービスの向上に努めてまいります。

次に、国際交流の推進についてですが、元気かさま応援基金を活用し、平成26年度も引き続き、市内在住の学生や社会人を対象に募集を行い、近隣アジア諸国を中心に派遣事業を実施してまいります。

海外都市との交流については、一昨年、韓国江華郡から議員と職員が本市を訪れたことたことをきっかけに、今年度の青年海外派遣事業で江華郡を訪問するなど交流が深まってきたことから、平成26年度に、この韓国江華郡に市職員を派遣し、文化や歴史、観光、教育などを通してどのような交流ができるかを検討してまいります。

また、これまで交流のあった、レバノン・キューート・エチオピアの各国及びドイツのラー市などとの交流も継続してまいりたいと考えております。

次に、「人と地域、絆（きずな）を大切にした元気なまちづくり」について、ご説明申し上げます。

まず、笠間支所についてですが、旧法務局庁舎へ移転し、来る3月24日からオープンできる運びとなりました。また、教育委員会庁舎については、本所敷地内に鉄骨2階建て庁舎を建設することで、今年度、地質調査及び建築工事の実施設計を実施いたしました。平成26年度は建築工事に着手し、平成27年度の早い時期に新たな庁舎で業務を開始できるよう進めてまいります。

次に、協働のまちづくりについては、新しい公共を含めた協働事業への認識を深めるため、市民と職員が参加する講演会を開催し、協働のまちづくりの浸透を図ってまいります。

地域コミュニティ活動については、地域の課題解決に取り組む自治会や行政区のニーズ

を把握し、地域コミュニティ活動をより活性化していく仕組みづくりを検討してまいります。

市民活動や地域コミュニティ活動の交流拠点となる「地域交流センター」については、平成26年度に友部地区地域交流センターの実施設計を行い、平成28年度のオープンに向け取り組んでまいります。実施設計を進めるにあたり地域交流センターを拠点とした活動や地域の将来像について話し合う地域懇談会を開催してまいります。なお、岩間地区地域交流センターについても、平成26年度に地域活動による活性化を目指すための活用策などを話し合う地域懇談会を開催し、平成29年度のオープンを目指して取り組んでまいります。

地域ポイント制度については、新たな人材の発掘や地域活動の参加機会の拡大を目指し、市民にポイント制度のPRをしてまいりました結果、2,000人を超える市民が登録し、市内のさまざまな事業に参加していただいておりますが、さらにポイント対象事業を健康ポイントやエコポイントなどの事業にも広げるなど、継続して進めてまいります。

次に、男女共同参画の推進については、第2次笠間市男女共同参画計画に基づき、笠間市審議会等委員への女性の参画比率を平成29年度までに35%に引き上げることを目指してまいります。また、男性や子どもの時からの男女共同参画の理解促進、仕事と生活の調和の推進を重点的に進めてまいります。

笠間市ホームページについては、従来のホームページの中に、小学生を対象とした「子ども向けホームページ」を平成26年度から開設いたします。従来と比較し、イラストを多く使い、漢字にルビを付けるなど親しみやすく分かりやすい表現で構成し、自分たちが住む「我が街かさま」を広く知るためのツールとして、また学校のパソコン授業の教材や、県立図書館及び国土交通省・財務省のキッズコーナーなど外部とのリンクを設定することにより、調べ物や自由研究にも活用できるよう工夫してまいります。

さらに、本市の魅力ある観光資源や地域資源の情報、また災害発生時の避難誘導などの行政情報を発信する新たな媒体として、「産・学・官と地域」が連携し、市内全域を対象に、スマートフォン等で利用できる「笠間まちなかガイドシステム」を新規に構築してまいります。

次に、行政経営に対する取り組みについてですが、行財政改革につきましては、「第二次笠間市行財政改革大綱」に基づき、3つの柱である「市役所の変革」、「市民協働・公民連携の推進」、「財政基盤の確立」に引き続き取り組んでまいります。

特に「財政基盤の確立」である使用料及び手数料については、サービスに要する経費を的確に把握するとともに、受益者負担の原則に基づいた算定方法を明確化し、サービス内容の透明性を高め適正な料金設定とするため、全庁的な見直しに取り組んでまいります。

指定管理者制度については、「笠間市指定管理者制度導入及び運用ガイドライン」に基づき、団体の持つ特性を十分に生かしながら、指定期間全体を通じた効果の検証に目を向け、施設の管理運営と制度運用のさらなる改善に向け取り組んでまいります。

外部委託の推進については、イベント業務等におけるこれまでの市の関与の度合いを見直し、役割分担を明確にしたうえで、業務委託や関連団体の自主運営などへの移行に取り組んでまいります。

また、施設の維持管理に伴う、電気、機械、空調、ボイラー等の各種保守点検業務委託については、契約期間を単年度から複数年度に見直すなど、効率的な業務の実施に努めてまいります。

情報政策については、情報システムの見直しを行いシステムの最適化による効率化と経費の削減を図るとともに、ICT（情報通信技術）を活用した事務手続きの簡略化や時間の短縮など、より一層のサービス向上に取り組んでまいります。

次に、平成26年度における組織機構の改正ですが、幼保一体化への取り組みを効率的・効果的に推進するための組織として、福祉部子ども福祉課内に「幼保連携推進室」を設置し、あわせて「少子化対策室」を廃止して、その所掌事務を「幼保連携推進室」に移管いたします。

また、今日の人口減少や少子高齢化などにより余剰・遊休となっている財産の売却等を含めた対応や、老朽化等により今後更新時期を迎える施設への対応など、公有財産管理のあり方が地方公共団体の今後の行財政運営に大きな影響を及ぼすことから、これらを担当する組織として、総務部内に「資産経営課」を新たに設置いたします。

次に、自治体間の広域連携の取り組みについてですが、現在、水戸市を中心とした県央地区9市町村で「県央地域首長懇話会」を構成し、公共施設の有効利用、広域観光の推進事業などを実施しておりますが、少子高齢化による人口減少社会への対応を考慮し、効率的な行政運営を行うための手段として、自治体間の枠を越えた新たな連携事業への取り組みなど、県央地域首長懇話会での議論を深めてまいりたいと考えております。

以上が主要な施策の概要についてであります。

ただいま申し上げました、笠間市総合計画・基本構想の六つの柱を基本に、議会ならびに市民の皆さまと真摯に議論を重ね、そして手を携えながら、職員と一丸となって、本市の将来像である「みんなで創る文化交流都市」を実現してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

今定例会におきましては、「法令等に基づく報告事項」のほか、「笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」をはじめとする、議案37件のご審議をお願いするものであります。

それぞれの議案等につきましては、後ほど詳しく説明を申し上げますので、何とぞ慎重なる審議のうえ、ご議決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、平成26年度の市政運営の基本方針と主要な施策の概要の説明を終わらせていただきます。

○議長（小藺江一三君） ここで休憩をいたします。

11時25分に再開いたします。

午前 1 1 時 1 6 分休憩

午前 1 1 時 2 8 分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩を解き、会議を開きます。

議案第 1 号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例について

議案第 2 号 笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正
する条例について

○議長（小藺江一三君） 日程第 6、議案第 1 号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの
給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、及び議案第 2 号 笠間市教育
委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議
題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第 1 号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費
に関する条例の一部を改正する条例について、及び議案第 2 号 笠間市教育委員会教育長
の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げ
ます。

これらの提案は市長、副市長及び教育長の給与の支給について、所要の改正をするもの
であります。

内容につきましては市長公室長から説明させますので、よろしく申し上げます。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長深澤悌二君。

〔市長公室長 深澤悌二君登壇〕

○市長公室長（深澤悌二君） 議案第 1 号及び第 2 号についてご説明申し上げます。

現在、副市長、教育長の給与については、笠間市特別職の職員等の給与の臨時特例に関
する条例に関する条例により、昨年10月から今年3月31日の間は、今回改正する条例の
削減より5%を上乗せした10%の減としております。今回は臨時特例条例でなく、本来の
条例について改正するものでございます。

議案第 1 号 笠間市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改
正する条例について、ご説明申し上げます。

次のページの新旧対照表でご説明申し上げます。

付則第11項の規定により、平成26年3月31日までの間、市長の給料月額について、100分の20にあたる額を減じており、また、副市長についても100分の5にあたる額を減じておりますが、この期間を市長の任期である平成26年4月22日まで延長するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第2号 笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

新旧対照表でご説明申し上げます。

付則第8項の規定により、平成26年3月31日までの間、先ほどの市長、副市長と同様に、教育長の給料月額についても100分の5にあたる額を減じておりますが、この期間を平成26年4月22日まで延長するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） 討論を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号及び議案第2号の2件については、一括採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号及び2号の2件については一括採決いたします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第3号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小藺江一三君） 日程第7、議案第3号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第3号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、平日夜間診療医の報酬額を見直し、並びに障害児就学指導委員会委員、障害児就学指導調査員及び青少年センター相談員の職名を改めるため、所要の改正をするものがあります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしく申し上げます。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長深澤悌二君。

〔市長公室長 深澤悌二君登壇〕

○市長公室長（深澤悌二君） 議案第3号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

3枚目の新旧対象表をごらんいただきたいと思います。

平日夜間診療医の報酬額については、診療時間の短縮により日額6万円を4万円に改めるものでございます。

続いて、笠間市障害児就学指導委員会条例の一部改正に伴いまして、障害児就学指導委員会委員を教育支援委員会委員に、障害児就学指導調査員を教育支援委員会調査員に職名を改めます。

続いて、笠間市青少年センターの設置及び管理に関する条例第6条に定めてある職名のとおり、青少年センター相談員を青少年相談員に改めます。

なお、付則としまして、この条例につきましては平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

議案第4号 笠間市行政組織条例の一部を改正する条例について

○議長（小藺江一三君） 日程第8、議案第4号 笠間市行政組織条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第4号 笠間市行政組織条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は笠間市役所、笠間支所の移転に伴い、同支所の位置の変更に伴う所要の改正をするものであります。

内容につきましては市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長深澤悌二君。

〔市長公室長 深澤悌二君登壇〕

○市長公室長（深澤悌二君） 議案第4号 笠間市行政組織条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、笠間市役所、笠間支所を旧水戸地方法務局笠間出張所跡地に移転するものに伴い、改正するものでございます。

3枚目の新旧対照表よりご説明申し上げます。

第4条第2項の表中、笠間市役所、笠間支所の位置を、現行の石井地内石井717番地から笠間地内笠間1532番地に変更するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

議案第5号 笠間市手数料条例等の一部を改正する条例について

○議長（小藺江一三君） 日程第9 議案第5号 笠間市手数料条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第5号 笠間市手数料条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うため、消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴い、笠間市の公共施設の使用料等について所要の改正をするものであります。

内容につきましては総務部長から説明させますので、よろしく願いします。

○議長（小藺江一三君） 総務部長阿久津英治君。

〔総務部長 阿久津英治君登壇〕

○総務部長（阿久津英治君） 議案第5号 笠間市手数料条例等の一部を改正する条例についての提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律によりまして、消費税法の一部を改正されたことに伴い、関連いたします笠間市の手数料条例及び使用料条例の一部を改正するものでございます。本条例案につきましては、21の条例を一括して改正するものでございます。

それでは、各条例の新旧対照表によりご説明いたしますので、25ページをお開きください。

まず、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴いまして、本市におきましても、笠間市手数料条例の別表第2のうち、消防法に基づく手数料の金額を改正するものであります。それぞれの標準事務に関しまして、右側の現行手数料の金額を、今回の政令改正によりまして全国一律に左側の改正案の手数料の金額に改めるものでございます。

次に、使用料につきまして、現行の料金に含まれております消費税相当額5%を8%に変更するための条例改正でございます。原則として、現行料金を1.05で除していた額に、1.08を乗じた額から10円未満を切り捨て、改正料金としております。

31ページをごらんください。

笠間市原動機付自転車仮標識使用料条例の一部改正は、第5条の仮標識の使用料を現行使用料500円に消費税引き上げ相当額を加算し、改正案使用料510円に改めるものです。

32ページをお開きください。

笠間市営駅前駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正は、別表の稲田駅前駐車場、福原駅前駐車場の定期駐車、1カ月につき4,200円を4,320円に、笠間駅北口駐車場使用料の4時間超500円を510円に、定期駐車1カ月につき4,500円を4,620円に改めるものです。

33ページをごらんください。

笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正は、別表自転車駐車場使用料金表の自転車の定期使用料ひと月当たり1,500円を1,540円に、原動機付自転車の定期使用料ひと月当たり2,000円を2,050円に改めるものです。

34ページをお開きください。

笠間市廃棄物の原料及び処理に関する条例の一部改正は、消費税引き上げ分の料金改正とは異なり、これまで外税表示としておりましたものを内税表示に変更するものでございます。

34ページについては、文言の整理のため、第11条中の前項をその2、第13条中第12条を前条に改め、別表の表等に処理手数料として括弧書きで消費税込みとあるものを削除するものでございます。

35ページをごらんください。

エコフロンティアかさまが処理する区域に居住する市民に関する表のうち、一般家庭及びこれに類するもの、50キログラムを超えるものについて、50キログラムを超えたものに

対し、10キログラムにつき78円を81円に、事業活動に伴って生じたもの、20キログラムを超え、50キログラムまで10キログラムにつき68円を71円に、50キログラムを超え、100キログラムまで10キログラムにつき78円を81円に、100キログラムを超え、5,000キログラムまで10キログラムにつき97円を101円に改め、備考の2において、「消費税を含まないものとし」、を「計算された金額」に改めるものでございます。

36ページをお開きください。

笠間市いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部改正は、別表の使用料を現行使用料に消費税引き上げ相当額を加算しまして、大人1人1回につき、500円を510円に、個室使用料の1室2時間以内1,000円を1,020円に改めるものです。300円の使用料につきましては、消費税引き上げ相当額を加算しましても10円未満切り捨てとしておりますので、使用料の改正はございません。

37ページをごらんください。

笠間市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正は、別表の施設使用料を現行使用料に消費税引き上げ相当額を加算しまして、集会室兼幼児室については1時間につき600円を610円に、遊戯室は1時間につき1,200円を1,230円に改めるものでございます。

38ページをお開きください。

笠間市生き生き菜園の設置及び管理に関する条例の一部改正は、別表の市民農園使用料を現行使用料年額1万円に消費税引き上げ相当額を加算しまして、1万280円に改めるものでございます。

39ページをごらんください。

あたご天狗の森スカイロッジの設置、管理及び運営に関する条例の一部改正は、別表のログハウス、研修室、バーベキューセット使用料を、それぞれ施設区分ごとに現行使用料に消費税引き上げ相当額を加算しまして、改正案料金に改めるものでございます。

40ページをお開きください。

愛宕フォレストハウスの設置及び管理に関する条例の一部改正は、文言整理のため第12条で法律名を削除し、第13条中の本条第1項を前項に改め、別表の使用料を使用面積区分ごとに500円を510円に、1,000円を1,020円に、1,500円を1,540円に改めるものでございます。

41ページをごらんください。

笠間市野外ステージの設置及び管理に関する条例の一部改正は、文言整理のため、第11条の本条第1項を前項に改め、別表の野外ステージ使用料を使用時間区分ごとに2,000円を2,050円に、4,000円を4,110円に改めるものでございます。

42ページをお開きください。

43ページにかけてでございますが、笠間工芸の丘の設置、管理及び運営に関する条例の一部改正は、別表第1の施設入場料、別表第2の施設使用料ともに、現行施設入場料、施

設使用料に消費税引き上げ相当額を加算しまして、改正案施設入場料、施設利用料に改めるものでございます。

44ページをお開きください。

笠間の家設置及び管理に関する条例の一部改正は、別表のギャラリー、創作工房電気窯使用料を、現行使用料に消費税引き上げ相当額を加算しまして改正案使用料に改めるものでございます。

45ページをごらんください。

笠間芸術の森公園有料公園施設管理条例の一部を改正する条例は、文言整理のため、第2条第4項中、第3項を第2項に改め、46ページにかけてでございますが、別表の野外ステージ及びイベント広場使用料を、現行使用料に消費税引き上げ相当額を加算しまして改正案料金に改めるものでございます。

また、備考3の文言整理をあわせて行っております。

47ページをごらんください。

笠間芸術の森公園駐車場管理条例の一部改正は、別表第1の使用料を車両の種類ごとに1,000円を1,020円に、500円を510円に改めております。

また、普通車及び軽自動車の300円の料金につきましては、消費税引き上げ相当額を加算しましても10円未満切り捨てとしておりますので、料金の改定はございません。

48ページをお開きください。

笠間市都市公園条例につきましては、文言整理のため、第1条の4、第13条、第15条の3につきましては、条文を一部改正し、49ページから51ページにかけてでございますが、別表第2の第3条第1項に掲げる有料となる行為をする場合と、有料施設を利用する場合と、それぞれの区分ごとに現行料金に消費税引き上げ相当額を加算しまして改正案料金に改めるものでございます。

52ページをごらんください。

笠間市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正は、文言整理のため、第11条中、第10条を前条に改め、54ページにかけまして、別表の1、使用料と、2、会議室使用料を現行料金に消費税引き上げ相当額を加算しまして、改正案料金に改めております。また、53ページ備考でございます中間照明を有する場合の加算料金も同様でございます。

55ページをごらんください。

笠間市友部社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正は、柿橋グラウンドの夜間照明施設でございますが、別表第2の付属施設の使用料を、施設の単位ごとに2時間当たり10,300円を10,590円に、2,470円を2,540円に改めるものでございます。

56ページをお開きください。

笠間市笠間武道館の設置及び管理に関する条例の一部改正は、文言整理のため、第5条中、前項を前条に、第11条中第10条を前条に改め、別表の笠間武道館使用料を、現行使用

料に消費税引き上げ相当額を加算しまして改正案使用料に改めるものでございます。

57ページをごらんください。

笠間市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正は、59ページにかけてでございますが、別表第2において、笠間公民館、友部公民館、岩間公民館の会議室等の使用料を、59ページの一番下から60ページにかけましては、別表第3で、市立公民館の備品、器具につきまして、現行使用料に消費税引き上げ相当額を加算しまして改正案料金に改めるものでございます。

61ページをごらんください。

笠間市立病院使用料等条例の一部改正は、第2条の使用料の額につきましては、希望により個室を使用させる場合の使用料を、1日につき、市内居住者は2,000円を2,050円に、市外居住者は3,000円を3,080円に改め、第3条の手数料の額につきましては、62ページにかけてになりますが、それぞれ診断書等の手数料の額を現行料金に消費税引き上げ相当額を加算しまして、改正案料金に改めるものでございます。

次に、条例改正分に戻っていただきまして、23ページ下段から24ページをごらんください。

付則でございますが、施行期日は平成26年4月1日とし、経過措置としてこの条例の施行の日前に発した納入通知書に係る使用料については、なお従前の例によるものでございます。

以上で、笠間市手数料条例等の一部を改正する条例の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

議案第6号 笠間市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小藺江一三君） 日程第10 議案第6号 笠間市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第6号 笠間市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市障害者福祉センターで行う事業内容を変更するため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては福祉部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長小松崎栄一君。

〔福祉部長 小松崎栄一君登壇〕

○福祉部長（小松崎栄一君） 議案第6号 笠間市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

障害者福祉センターで行っている地域活動支援センター、3型事業は、市が実情に応じて行う地域生活支援事業として位置づけ、社会福祉協議会が指定管理者となり運営を行っておりますが、利用者の通所には送迎が必要な方も多く、利用者及び保護者の高齢化に伴い、送迎の必要性が課題となってきたことなどから、就労継続事業B型事業について検討してきたところであります。

そして、現在の事業内容、設備、職員体制のまま就労支援B型事業へ移行することが可能であること、利用者負担が無料から1割負担になるものの、利用者及び配偶者が非課税の場合は1割負担が生じないこと、それから福祉サービスの利用料については、扶助費として、国、県の負担金があり、市の費用が大幅に節減できること、送迎サービスの利用者が10名以上いる場合は、送迎費用の一部が加算されるため、利用者は少ない費用で送迎サービスが受けられることなどから、平成26年度より就労継続支援B型事業に移行することとし、それに伴い条例の一部を改正するものであり、その改正内容につきましては新旧対照表によりご説明申し上げます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

第3条事業につきましては、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な事業を行う事業として4項目に整理をし、第7条は使用料及び負担金に改め、利用者負担費用の規定を定めたものであり、第8条の使用の許可の取り消し等については、文言の整理をし、条文の整備を行うものであります。

付則としまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

議案第7号 笠間クラインガルテンの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小藺江一三君） 日程第11、議案第7号 笠間クラインガルテンの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第7号 笠間クラインガルテンの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うため、消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴い、利用料金等について改正するとともに、笠間クラインガルテンの利用者の負担の公平性を確保するため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、産業経済部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 産業経済部長神保一徳君。

〔産業経済部長 神保一徳君登壇〕

○産業経済部長（神保一徳君） 議案第7号 笠間クラインガルテンの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、内容を説明いたします。

新旧対照表でご説明いたしますので、3ページをお開きください。

まず、第14条第4項でございますが、従来は手数料のみを指定管理者が定めることができるとしておりましたが、利用料金、使用料についても別表第1の範囲内で指定管理者が定めることができると変更するものでございます。

表中の金額につきましては、平成26年4月からの消費税率の改正に伴い改定をいたします。

次、4ページの別表第2、農産物販売所の手数料につきましては、指定管理者と協議をした結果、加工品等の手数料の上限を新たに定めるものでございます。

なお、本案の施行日は平成26年4月1日でございます。

以上で議案第7号の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

議案第8号 笠間市立公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小藺江一三君） 日程第12、議案第8号 笠間市立公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第8号 笠間市立公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴い、使用料について改正するとともに、笠間市立つじ公園の入園料の料金徴収体制の整備のための所要の改正をするものであります。

内容につきましては産業経済部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 産業経済部長神保一徳君。

〔産業経済部長 神保一徳君登壇〕

○産業経済部長（神保一徳君） 議案第8号 笠間市立公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の改正内容について、ご説明申し上げます。

新旧対照表に基づきご説明いたしますので、まず2ページをお開きください。

まず、第5条第1項の改正及び同条第3項の追加につきましては、文言の整理によるものでございます。

別表第3における改正につきましては、笠間市立公園の使用料について、消費税の引き上げに伴い3,100円から3,180円に改定するためのものでございます。

次に、3ページをお開きください。

別表第4の改正につきましては、笠間市立つつじ公園の入園料について、同公園の植栽管理の財源確保を図るため、つつじ祭り開催期間におきまして、つつじの開花状況により300円と500円を徴集する期間を設定するためのものでございます。

なお、身体障害者の入園料の免除につきましては、現行では条例にて定めておりますが、第5条第3項の文言を整理することにより、規則により障害者の定義を明確に定める予定であります。

本案の施行日は平成26年4月1日でございます。

以上で議案第8号の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

ここで昼食のため、休憩をいたします。

午後1時より再開いたします。

午後零時01分休憩

午後1時00分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩を解き、会議を開きます。

16番中澤 猛君が所用のため、退席しております。

議案第9号 笠間市駅前広場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（小藺江一三君） 日程第13 議案第9号 笠間市駅前広場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第9号 笠間市駅前広場の設置及び管理に関する条例等の一

部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、岩間駅東土地区画整理事業の換地処分に伴い、地区内の地番が変更されたため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、都市建設部長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長竹川洋一君。

〔都市建設部長 竹川洋一君登壇〕

○都市建設部長（竹川洋一君） 議案第9号 笠間市駅前広場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

岩間駅東土地区画整理事業の換地処分に伴いまして、区画整理地内の地番が下郷4000番台から7000番台へ変更されたため、関連する条例の一部を改正するものであります。

2 ページの新旧対照表をお開き願います。

笠間市駅前広場の設置及び管理に関する条例の第2条中の右側の現行、岩間駅東口広場の下郷4439番地の151を、改正案で7014番地に改めるものでございます。

3 ページをごらんいただきたいと思います。

笠間市自由通路の設置及び管理に関する条例の第2条中の現行あいりーどの下郷4511番地の4を、改正案で7014番地に改めるものでございます。

4 ページをお開き願います。

笠間市無料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の第2条中の現行岩間駅東口南側自転車駐車場の下郷4439番地の177を、改正案で7018番地に改めるものでございます。

同じく、北側自転車駐車場の現行下郷4439番地の178を、改正案で7016番地に改めるものでございます。

5 ページをごらんいただきたいと思います。

笠間市宮友部駅前及び岩間駅前広場駐車場の設置及び管理に関する条例の第2条中の現行岩間駅東口広場駐車場の下郷4439番地の151を、改正案で7014番地に改めるものでございます。

付則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、関連する条例の規定は平成26年1月28日から適用するものであります。

以上で議案第9号の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

議案第10号 笠間市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（小藺江一三君） 日程第14 議案第10号 笠間市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第10号 笠間市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、学校教育法施行令の改正に伴い、障害児就学指導委員会の名称を変更し、特別支援教育制度の充実を図る必要があるため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては教育次長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 教育次長 埴 栄君。

〔教育次長 埴 栄君登壇〕

○教育次長（埴 栄君） 議案第10号 笠間市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、学校教育法施行令の改正に伴い、障害児就学指導委員会の名称を教育支援委員会に改め、障害児の早期からの教育相談及び教育支援や適正な就学指導、その後の一貫した支援についても助言を行い、特別支援教育の充実に必要な改正を行うためのものです。

改正の内容につきましては、2ページの新旧対照表により説明させていただきます。

まず、この条例の題名を笠間市教育支援委員会条例に改めます。

第1条でございますが、「障害のある」という文言の次に、「幼児、」を加え、従来の障害児就学指導委員会という名称を教育支援委員会と改めるものでございます。

続いて、第2条でございますが、教育支援委員会の所掌事務として、「調査審議する」という文言を、「調査審議し、また早期からの教育相談及び教育支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うものとする」と改めるものでございます。

次に、第7条でございますけれども、第1項では、「調査員若干名」という文言を削り、第2項では、従前は調査員は教育委員会教育長が任命するようになっておりましたが、調査員は教育委員会が任命し、または委嘱するとし、調査員の任命権者を教育長から教育委員会というように改めてございます。

第3条及び第8条につきましては、改正にあわせて文言の修正を行っているものでございます。

1ページの付則のとおり、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

議案第11号 笠間市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小藺江一三君） 日程15、議案第11号 笠間市社会教育委員に関する条例の一部

を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第11号 笠間市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、社会教育委員の委嘱の基準について条例で定めることとなったため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては教育次長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 教育次長 塙 栄君。

〔教育次長 塙 栄君登壇〕

○教育次長（塙 栄君） 議案第11号 笠間市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、文部科学省令で定める基準を参酌し、社会教育委員の委嘱の基準等を条例で定めることとなったため、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、3枚目の新旧対照表により説明いたします。

現行条例第2条の次に、「委員の構成、委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、笠間市教育委員会が委嘱する」という委員の構成の条文を加え、これを第3条としまして、現行の条例第3条から第6条を1条ずつ繰り下げ、第4条から第7条へと改めるものでございます。

この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

議案第12号 笠間市公共下水道条例等の一部を改正する条例について

○議長（小藺江一三君） 日程第16 議案第12号 笠間市公共下水道条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第12号 笠間市公共下水道条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の措置を経過措置を適用するにあたり、所要の改正をするものであります。

内容につきましては上下水道部長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（小藺江一三君） 上下水道部長藤田幸孝君。

〔上下水道部長 藤田幸孝君登壇〕

○上下水道部長（藤田幸孝君） 議案第12号 笠間市公共下水道条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、消費税法の一部を改正する法律が平成26年4月1日に施行されることを受け、消費税率に関して、国からの経過措置が示されたことにより改正するものでございます。

新旧対照表を用いてご説明させていただきたいと思っております。2ページをお開きください。

公共下水道表の新旧対照表でございます。右側が現行の条文で、使用料の算定法についての消費税法の説明で、アンダーラインで示している部分、「第29条に規定する、及び第72条の83に規定する」と表現しているのを、左側の改正案で「同法に定める」とし、経過措置が適用できるよう改めるものでございます。

同様に、農業集落排水、水道、工業用水道の各事業においても改めるものでございます。

なお、付則としまして、公布の日から施行することとなります。

以上で議案第84号の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

議案第13号 石の百年館の設置及び管理に関する条例について

○議長（小藺江一三君） 日程第17、議案第13号 石の百年館の設置及び管理に関する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第13号 石の百年館の設置及び管理に関する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は地方自治法第244条の2、第1項の規定に基づき、公の施設の設置及び管理について必要な事項を定めるため制定するものであります。

内容につきましては産業経済部長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（小藺江一三君） 産業経済部長神保一徳君。

〔産業経済部長 神保一徳君登壇〕

○産業経済部長（神保一徳君） 議案第13号 石の百年館の設置及び管理に関する条例に

ついでの内容をご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

本案は、現在、稲田地区において建設中の石の百年館の工事が今年度中に完了することから、石の百年館の設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

第1条では、稲田みかげ石に関する情報及び地域住民との交流の場を観光旅行者等に提供することにより、産業の発展と観光等の振興を図るため、石の百年館を設置すると定義づけをするものでございます。

第2条は名称及び位置について、第3条では管理の方針について、第4条については観光旅行者等と市民との交流の促進や稲田みかげ石に関する資料の収集および展示など、石の百年館の業務に関する内容を明記しております。

第5条は開館時間及び休館日、第6条は入館料について定めるものでございます。

第7条は使用にあたり、施設や備品等を棄損した場合の損害賠償等についての事項を定め、第8条は委任についての事項でございます。

付則につきましては、施行期日を開館日である平成26年3月30日にするほか、笠間市公共施設の暴力団排除に関する条例の別表に本条例を加えるものでございます。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

議案第14号 笠間市工場立地法準則条例について

○議長（小藺江一三君） 日程第18、議案第14号 笠間市工場立地法準則条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第14号 笠間市工場立地法準則条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う工場立地法の改正により、工場立地法第4条の2、第2項の規定により公表された、工場立地法に関する準則にかえて適用すべき市準則を条例で定めることができることとなったため、制定するものであります。

内容につきましては都市建設部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長竹川洋一君。

〔都市建設部長 竹川洋一君登壇〕

○都市建設部長（竹川洋一君） 議案第14号 笠間市工場立地法準則条例について、ご説

明申し上げます。

地方分権改革推進法により、平成22年度から、工場立地法による特定工場の新設届出などの事務権限移譲を受けておりますが、工場立地法の一部改正により、自然的・社会的条件から判断して、国の基準の範囲内で緑地率等に関する準則を定めることが可能となったことから、笠間市におきましても、これらを緩和する準則条例を制定し、製造業の活性化とその誘致を推進するものであります。

第1条の趣旨でございますが、いわゆる工場立地法第4条の2、第2項に基づき、法の規定により公表された準則にかえて適用すべき市の準則及びこれを適用する区域を定めるものであります。

第2条は、本条中の用語の意義は法において使用する用語の例とするものであります。

第3条は市の準則を適用する区域や範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の割合を定めるもので、公区域として用途地域の定めのない区域及び準工業地域では、緑地面積の敷地面積に対する割合を100分の10以上とし、環境施設面積の敷地面積に対する割合を100分の15以上とするものであります。

次に、乙区域として工業専用地域及び工業地域では、緑地面積の敷地面積に対する割合を100分の5以上とし、環境施設面積の敷地面積に対する割合を100分の10以上とするものであります。

第4条は重複する緑地面積の敷地面積に対する割合を定めるもので、環境施設以外の施設と緑地が重複する土地や生産施設に該当しない太陽光発電施設、建築物の屋上等の緑地施設に係る面積については、100分の50の割合まで緑地面積率の算定に用いる緑地の面積として算入できるものとしております。

第5条は敷地が二つ以上の区域にわたる場合の適用ですが、第3条の表に規定する区域が二つ以上の区域にわたる場合には、それぞれ区域にある部分の敷地面積の割合が最も高い区域の規定を適用することとしております。

次に、付則でございますけれども、1は施行期日で平成26年4月1日といたしております。2は、工場立地法が適用される以前から立地する既存工場が生産施設面積を変更するときの緑地面積及び生産施設面積の算定方法を定めるものであります。3は前項に同じく、工場立地法が適用される以前から立地する二つ以上の業種に属する既存工場が生産施設の面積の変更するときの緑地面積及び環境施設面積の算定方法を定めたものであります。

以上で議案第14号の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

議案第15号 笠間市消防長及び消防署長の資格を定める条例について

○議長（小藺江一三君） 日程第19 議案第15号 笠間市消防長及び消防署長の資格を定

める条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第15号 笠間市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う消防組織法の改正により、消防長及び消防署長の資格の基準を条例で定めることとなったため、制定するものであります。

内容につきましては消防長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 消防長小森 清君。

〔消防長 小森 清君登壇〕

○消防長（小森 清君） 議案第15号 笠間市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてのご説明を申し上げます。

これまで消防長及び消防署長の資格の基準は、消防組織法第15条の第2項において、市町村の消防長及び消防署長の任用資格を定める政令で規定されてきました。

平成25年6月14日に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律が公布されました。これに伴いまして、消防組織法第15条も改正されまして、平成25年9月6日には、市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令も新たに交付されまして、市町村の消防長及び消防署長の資格の基準について、当該政令を精査し、市の条例で定めることになったため、制定するものであります。

内容でありますけれども、消防署長の資格基準といたしまして、一つ、消防職員として消防署長または同等の職に1年以上あった者、二つ、消防団員として消防団長の職に2年以上あった者、三つ、市町村の長の直近の下位の組織の長等に2年以上あった者であります。

また、消防署長の資格基準といたしまして、一つ、消防吏員として消防司令以上の階級に1年以上あった者、二つ、消防吏員として消防司令法以上の階級に3年以上あった者、三つ、消防団員として消防副団長の職に2年以上あった者で、市長が定める教育訓練を消防大学校において受けた者であります。

以上で議案第15号の説明を終わらせていただきます。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

議案第16号 公の施設の広域利用に関する協議について

○議長（小藺江一三君） 日程第20、議案第16号 公の施設の広域利用に関する協議につ

いてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第16号 公の施設の広域利用に関する協議についての提案理由を申し上げます。

本案は、当該協議について地方自治法第244条の3、第3項の規定により提出するものがあります。

内容につきましては市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長深澤悌二君。

〔市長公室長 深澤悌二君登壇〕

○市長公室長（深澤悌二君） 議案第16号 公の施設の広域利用に関する協議についての提案理由を申し上げます。

県央地域9市町村においては、地方自治法第244条の3、第2項の規定に基づく協定を結び、それぞれの市町村が設置する公の施設を住民が相互に利用できる公の施設の広域利用を実施しているところではありますが、このたび協定対象施設である那珂市の瓜連グラウンドが隣接する瓜連小学校のグラウンドとして使用されることとなったことに伴い、別紙協定書のとおり協定対象施設から削除し、平成26年4月1日付で締結するため、地方自治法第244条の3、第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

議案第17号 工事請負契約の締結について（茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター整備工事）

○議長（小藺江一三君） 日程第21、議案第17号 工事請負契約の締結について（茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター整備工事）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第17号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本案は、本市が構成市町村の一つである茨城消防救急無線指令センター運営協議会の担任する事務である施設の整備について、工事請負契約を締結するにあたり、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条に規定す

る額を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては消防長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 消防長小森 清君。

〔消防長 小森 清君登壇〕

○消防長（小森 清君） 議案第17号 工事請負契約の締結について（茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター整備工事）についてのご説明を申し上げます。

契約の目的としまして、消防救急無線及び消防指令センターを協働し、整備することにより、複雑多様化する消防事業に広域的に対応し、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を全うするとともに、費用負担の軽減を図ることを目的としております。

工事内容につきましては、消防救急無線整備工事及び共同指令センター整備工事となります。

契約の方法は一般競争入札でございます。

契約金総額は80億928万円でございます。笠間市が3億1,860万3,000円、うち消費税は2,360万222円を負担するものであります。

契約の相手方ですが、東京都港区芝5丁目7番1号、日本電機株式会社、代表取締役執行役員社長、遠藤信博でございます。

契約日につきましては、平成26年3月下旬を予定しておりまして、工期は契約の翌日から平成28年3月25日となっております。

本工事の契約の主体は全構成団体の連名となるため、工事請負契約の締結に関して、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

議案第18号 平成25年度笠間市一般会計補正予算（第6号）

議案第19号 平成25年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第20号 平成25年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第21号 平成25年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第22号 平成25年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第23号 平成25年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議案第24号 平成25年度笠間市岩間駅東土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

議案第25号 平成25年度笠間市立病院事業会計予算（第3号）

議案第26号 平成25年度笠間市水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（小藺江一三君） 日程第22、議案第18号 平成25年度笠間市一般会計補正予算（第6号）、ないし議案第26号 平成25年度笠間市水道事業会計補正予算（第4号）までの9件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第18号 平成25年度笠間市一般会計補正予算（第6号）から議案第26号 平成25年度笠間市水道事業会計補正予算（第4号）についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は平成25年度の補正予算であり、一般会計のほか特別会計6会計、企業会計2会計について補正するものであります。

内容につきましては各担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 総務部長阿久津英治君。

〔総務部長 阿久津英治君登壇〕

○総務部長（阿久津英治君） 議案第18号 平成25年度笠間市一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

1ページをごらんください。

本補正予算は年度末にあたり、額の確定に伴うものや国の追加補助内示により、平成26年度以降に実施する予定であった事業を前倒しで追加計上するものが主なものでございまして、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,518万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ281億1,971万6,000円とするものでございます。

8ページをお開きください。

第2表の継続費補正は固定資産評価替え準備事業が入札により事業費が確定したことに伴い、総額並びに平成25年度及び26年度の年割額を変更するものでございます。

9ページをごらんください。

第3表の繰越明許費補正ですが、1、追加は、国の追加補助内示により、前倒しする事業を含め、翌年度への繰り越し事業として、庁舎等管理事業ほか、次の10ページにわたり、全34件、全額で11億8,272万6,000円の繰越明許費を設定するものでございます。

11ページをごらんください。

第4表の債務負担行為補正ですが、新規分については、箱田小児童クラブ運営業務委託ほか、5件につきまして、平成26年度の業務を準備するにあたり、平成25年度中に契約事務を進める必要があることから、債務負担行為の設定をするものでございます。

変更分については、笠間駅北口自転車駐車場、笠間駅北口駐車場指定管理料から、14ページの定期予防接種ワクチン購入までの30件ですが、消費税の引き上げに伴い、限度額を

変更する必要があるもの9件、入札等により契約額の確定により限度額を変更する必要があるもの18件、委託業務の変更によるもの3件について、それぞれ補正をするものがございます。

なお、14ページの下から二つ目、いこいの家運營業務委託ですが、指定管理を行っている他の業務の名称と統一するため、限度額の変更とあわせて、いこいの家指定管理料に名称の変更を行うものであります。

15ページをお開きください。

第5表の地方債補正ですが、北山公園整備事業債及び市道整備事業債、幹線道路整備事業ですけれども、これについては事業費の変更などにより、起債限度額の補正をするものがございます。

佐城小学校屋内運動場整備事業債から岩間第二小学校屋内運動場整備事業債までの3件については、国の補助金の追加交付が内示されたことから、これまで設計費のみで限度額を設定しておりましたが、工事費を追加して起債額を積算しましたので、限度額の補正をするものがございます。

次に、歳入歳出予算の主なものについて、事項別明細書にてご説明申し上げます。

まず、歳入ですが、18ページをお開きください。

第1款市税、第4項市たばこ税、1目市たばこ税1,800万円の減は、決算見込みにより減額補正するものです。

第10款地方交付税、第1項地方交付税、1目地方交付税939万4,000円の増は、国が調整率を設けて減額されていた普通交付税が国の補正予算により調整率の適用がなくなったことから、増額となるものであります。

19ページをごらんください。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金1億8,354万2,000円の減は、支給額の見込みによる児童手当負担金や生活保護費負担金の減額が主なものがございます。

20ページをお開きください。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、4目教育費国庫補助金1億1,220万円の増は、佐城小、岩間第一小、岩間第二小の屋内運動場の耐震補強及び改修工事に対し、追加措置となった学校施設環境改善交付金1億1,230万1,000円の増が主なものがございます。

23ページをお開きください。

第16款財産収入、第2項財産売払収入、1目不動産売払収入785万9,000円は、用途が廃止された市有地17件の売払収入であり、2目物品売払収入647万2,000円は、減車した市バスやロッカーなどの不要物品を売り払うことができたことによる収入を計上しております。

24ページをお開きください。

第18款繰入金、第2項基金繰入金、2目福田地域振興整備基金繰入金、2億1,653万円の

減は、予定しておりましたエコフロンティアかさま対策事業の執行見込みにより、財源として充てておりました基金繰入金を減額するものであります。

25ページをごらんください。

第20款諸収入、第4項雑入、5目雑入5,231万6,000円の増のうち、3節雑入に埋め立て量により交付されるエコフロンティアかさま地域振興交付金として1,600万円、次の26ページをお開きいただきまして、最後の行にあります福島原子力損害に対する東電賠償金として437万6,000円を計上しております。

続いて、歳出の主なものですが、30ページをお開きください。

第2款総務費、第1項総務管理費、14目基金費1億2,041万7,000円の増は、今回の補正の財源調整により財政調整基金積立金を6,533万6,000円増額するほか、31ページ上段にあります復興まちづくり基金積立金5,032万1,000円の増額が主なものでございます。

32ページをお開きください。

第4項選挙費、7目市議会議員補欠選挙費につきましては、4月13日に投開票が予定されております市議会議員補欠選挙について、本年度中に準備が必要な費用として463万5,000円を計上したものでございます。

35ページをお開きください。

第3款民生費、第2項児童福祉費、4目児童手当費の1億6,765万円の減、ページをめくっていただきまして、36ページの第3項生活保護費、2目扶助費・生活保護費ですけれども、6,000万円の減はそれぞれ支給見込み額による減額でございます。

39ページをお開きください。

第4款衛生費、第2項清掃費、4目エコフロンティアかさま対策費、2億382万7,000円の減は、予定しておりました地域内の道路補修工事1億8,935万7,000円の減額が主なものでありますが、環境保全事業団から交付されたエコフロンティアかさま地域振興交付金1億1,600万円を含む1,674万4,000円を福田地区地域振興整備基金積立金に計上しております。

42ページをお開きください。

第6款商工費、第1項商工費、2目商工振興費の2億1,928万4,000円の増は、これまで土地開発基金で所管しておりました稲田石材団地の市有地を分譲するため、一般会計で買い取りを行う公有財産購入費2億2,303万4,000円が主なものでございます。

50ページをお開きください。

第9款教育費、第2項小学校費、3目学校建設費の2億5,520万4,000円の増は、佐城小、岩間第一小、岩間第二小の屋内運動場の耐震補強及び改修工事に係る管理業務委託料680万4,000円、施設整備工事費2億4,840万円であります。

以上で平成25年度笠間市一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 保健衛生部長安見和行君。

〔保健衛生部長 安見和行君登壇〕

○保健衛生部長（安見和行君） 議案第19号 平成25年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

1 ページをごらんいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,424万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億1,346万円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書により主なものを説明いたします。

9 ページをお開きください。

まず、歳入についてであります。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金7,284万3,000円の減は、療養給付費負担金7,521万4,000円の減や、介護納付金負担金349万2,000円の増及び後期高齢者医療費支援金負担金112万1,000円の減などの見込み額によるものであります。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金2,052万2,000円の減は、前期高齢者交付金の増及び高額療養費支給見込み額の減により、普通調整交付金が減になるものでございます。

10ページをお開きください。

4款1項1目療養給付費等交付金4,854万2,000円の増は、収入見込み額の増によるものでございます。

5巻1項1目前期高齢者交付金1億4,876万7,000円の増は、額の決定によるものでございます。

11ページをごらんください。

6款県支出金、2項県補助金、1目財政調整交付金2,048万6,000円の減は、前期高齢者交付金の増及び高額療養費支給見込み額の減によるものです。

7款1項1目共同事業交付金の2億5,500万円の減は、1件当たりのレセプトが80万円を超える高額療養費共同事業交付金9,064万円の減、1件当たりのレセプトが30万円から80万円までの保険財政共同安定化事業交付金1億5,860万円の減によるものです。

11款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金1,500万円の増は、収入見込み額の増によるものです。

次に、15ページをお開きください。

歳出についてであります。2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費5,000万円の減及び2目退職被保険者等高額療養費500万円の減は、支給見込み額の減によるものです。

16ページをお開きください。

5款1項1目介護給付金1,091万4,000円の増は、納付金の額の決定によるものです。

6款1項共同事業拠出金、1目高額療養費共同事業医療費拠出金2,700万円の減及び4目

保険財政共同安定化事業拠出金8,600万円の減は、拠出金見込み額の減によるものです。

以上で議案第19号の説明を終わります。

次に、議案第20号 平成25年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

1ページをごらんください。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ584万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,792万9,000円とするものです。内容につきましては、事項別明細書に主なものについてご説明いたします。

7ページをお開きください。

まず、歳入についてであります。1款1項1目後期高齢者医療保険料800万円の増は、現年度分の保険料収入見込み額900万円の増と滞納繰越分、保険料収入見込み額100万円の減によるものです。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金の195万3,000円の減は保健基盤安定繰入金の減によるものです。

次に、8ページをお開きください。

歳出についてであります。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金604万7,000円の増は、保険料納付金800万円の増、後期高齢者医療保険基盤安定事業費負担金195万3,000円の減によるものです。

以上で議案第20号の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長小松崎栄一君。

〔福祉部長 小松崎栄一君登壇〕

○福祉部長（小松崎栄一君） 議案第21号 平成25年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ693万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ52億6,808万4,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

7ページをお開きいただきたいと思います。

歳入のものについては、第3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金160万円の減は、介護給付費の国負担分、8ページ第4款支払い基金交付金、1項1目介護給付費交付金174万円の減は、介護給付費の40歳から64歳までの方の第2号被保険者分でございます。

続いて、9ページ、第7款繰入金、2項1目介護給付費準備基金繰入金155万8,000円の減については、基金からの繰り入れを減額するものでございます。

続きまして、歳出の主なものについてご説明申し上げますが、10ページをお開きいただきたいと思います。

第2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費1,000万円、5目施設介護サービス

給付費500万円及び9目居宅介護サービス計画給付費300万円の増額については、利用者の増によるもので、3目地域密着型介護サービス給付費2,000万円及び8目居宅介護住宅改修費500万円の減は、サービス利用が見込みより少なかったため、減額するものであります。

11ページ、2項1目介護予防サービス給付費300万円、4項1目高額介護サービス費400万円及び6項1目特定入所者介護サービス費300万円については、利用者の増により増額するものであり、2項3目地域密着型介護サービス給付費500万円及び6目介護予防住宅改修費400万円の減は、サービス利用が見込みより少なかったため、減額するものであります。

12ページ、第4款地域支援事業費、2項1目介護予防ケアマネジメント事業費127万6,000円の減は、主に人件費及び委託料の減額によるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 上下水道部長藤田幸孝君。

〔上下水道部長 藤田幸孝君登壇〕

○上下水道部長（藤田幸孝君） 議案第22号並びに議案第23号をご説明申し上げます。

初めに、議案第22号 平成25年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,477万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ30億6,847万7,000円とするものであります。

第2条は繰越明許費でございます。

第3条は地方債の補正でございます。

6ページをお開き願います。

第2表の繰越明許費でございますが、翌年度の繰り越し事業といたしまして、第1款下水道費、第2項下水道建設費、下水道建設事業で管渠敷設工事とこれに伴う工作物補償で3億5,291万6,000円の繰越明許費を設定するものでございます。

7ページをごらん願います。

債務負担行為の補正でございますが、平成26年度から平成28年度までの下水道施設警備委託を654万5,000円とするものでございます。また、浄化センターともべ等の運転管理業務委託について、消費税の改正に伴い、2億5,875万円から2億6,106万1,000円に変更するものでございます。

8ページをお開き願います。

地方債の補正でございますが、国の追加補正に伴う管渠敷設工事等により、公共下水道事業債の限度額を3億5,600万円から3億6,190万円に変更するものでございます。

補正予算の主な内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

11ページをお開き願います。

歳入でございます。

第1款分担金及び負担金、2項負担金、1目受益者負担金は101万3,000円を増額し、5,984

万7,000円に補正するものでございます。

第2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料2,274万9,000円の増額は新規加入者の増加によるものでございます。

第3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道事業国庫補助金の1,875万5,000円の増額は、国の追加補正によるものでございます。

第4款出資金、1項県補助金、1目下水道事業県補助金219万4,000円の減額は、湖沼水質浄化下水道接続支援事業費補助金の確定によるものでございます。

12ページをお開きください。

第6款繰入金、1項1目一般会計繰入金3,112万1,000円の減額、2項基金繰入金、1目下水道事業基金繰入金3,112万円の減額は、事業費の確定見込みによるものでございます。

第9款市債、1項1目下水道事業債590万円の増額につきましても事業費の確定見込みによるものでございます。

13ページをごらんください。

歳出でございます。

第1款下水道費、1項1目下水道総務費668万9,000円の減額は、湖沼水質浄化下水道接続支援事業補助金と消費税の確定によるものでございます。

2目下水道管理費1,231万1,000円の減額は、電気料と汚泥処理等の委託料の額の確定によるものでございます。

14ページをお開き願います。

2項下水道費、1目下水道建設事業費2,883万円の増額は国の追加補正によるもので、管渠敷設の工事費が主なものでございます。

第3款公債費、1項公債費、1目元金540万円の減額及び2目利子1,920万円の減額は額の確定によるものでございます。

以上で議案第22号の説明を終わります。

次に、議案第23号 平成25年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてのご説明を申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,280万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ5億1,588万7,000円とするものでございます。

第2条は債務負担行為でございます。

第3条は地方債の補正でございます。

5ページをお開き願います。

第2表の債務負担行為でございますが、農業集落排水処理施設の包括的維持管理業務委託について、平成26年度から28年度までの限度額を1億5,867万4,000円とするものでございます。

6 ページをお開き願います。

第3表の地方債の補正でございますが、工事費の額の確定により農業集落排水事業の限度額を1億810万円から6,420万円に変更するものでございます。

補正予算の主な内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

9 ページをお開きください。

歳入でございます。

第1款分担金及び負担金、1項分担金、1目農業集落排水事業分担金327万6,000円の減額は、友部北部地区農業集落排水事業費分担金でございます。

第3款県支出金、1項県補助金、1目農業集落排水事業費県補助金2,250万円の減額は、主に工事費の確定によるものでございます。

2目農業集落排水事業推進交付金4万1,000円の減額は交付額の確定によるものでございます。

第5款繰入金、1項1目一般会計繰入金の減額30万5,000円は、主に給料によるものでございます。

10ページをお開き願います。

2項基金繰入金、1目農業集落排水事業市債償還基金繰入金278万6,000円の減額は、公債費利子の返済確定によるものでございます。

第8款市債、1項1目農業集落排水事業債は、工事費の額の確定により4,390万円を減額するものでございます。

11ページをごらん願います。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

第1款農業集落排水事業費、1項1目農業集落排水施設管理費55万円の減額は、一般職給料及び管路施設調査業務委託料の確定によるものでございます。

2項1目農業集落排水施設建設費7,015万7,000円の減額は、管路施設工事及び処理施設工事の確定によるものでございます。

12ページをお開き願います。

第2款公債費、1項2目利子210万円の減額は、平成24年度繰り越し事業が終了し、平成24年度分長期資金借入額の確定によるものでございます。

以上で議案第23号の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） ここで休憩をいたします。

2時10分に再開いたします。

午後2時01分休憩

午後2時11分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩を解き、会議を開きます。

引き続き、説明を求めます。

都市建設部長竹川洋一君。

〔都市建設部長 竹川洋一君登壇〕

○都市建設部長（竹川洋一君） 議案第24号 平成25年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第1条は歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ74万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,305万8,000円とするものでございます。歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書にてご説明申し上げます。

7ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

4款諸収入、1項雑入、1目雑入の147万5,000円の増は、換地清算金の徴収決算見込み額によるものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

8ページをごらんいただきたいと思います。

1款土地区画整理事業費、1項総務費、1目総務費の124万9,000円の増の主なものにつきましては、換地清算金の交付決算見込み額によるものでございます。

以上で議案第24号の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 市立病院事務局長打越勝利君。

〔市立病院事務局長 打越勝利君登壇〕

○市立病院事務局長（打越勝利君） 議案第25号 平成25年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらん願います。

第2条の収益的収入及び支出については、収入支出の総額それぞれ42万7,000円を増額し、総額を収入支出それぞれ6億2,044万3,000円にするものであります。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、職員給与費249万4,000円を減額し、総額3億3,574万5,000円に改めるものであります。

また、第4条の他会計からの補助金については、一般会計からの繰入金について、共済追加費用の負担に要する補助金460万円を434万8,000円に、医師確保対策に要する補助金100万円を20万円に改めるものであります。

補正の内容につきましては、補正予算に関する明細書によりご説明いたします。

6ページをお開き願います。

初めに、収入についてですが、第1款病院事業収益、第1項事業収益、3目その他の事業収益の3万6,000円の減額については、休日夜間診療支援補助金として国保特別会計からの補助金の減額であります。

次に、第2項医業外収益、2目他会計補助金の105万2,000円の減額については、一般会

計からの繰入金である共済追加費用補助金と医師確保対策費補助金をそれぞれ減額し、5目補助金の151万5,000円については、女性医師就労支援事業と新人看護師職員研修事業の県補助金をそれぞれ計上するものであります。

7ページをごらん願います。

次に、支出についてですが、第1款病院事業費用、第1項医業費用、1目給与費249万4,000円の減額については、支給額の確定に伴い、給料、手当をそれぞれ減額するものであります。

また、2目材料費の300万、3目経費の300万の増額については、患者数の増加に伴い、医薬品、診療材料費、委託料をそれぞれ増額するものであります。

最後に、5目資産減耗費の307万9,000円の減額については、地方公営企業の会計制度改正に伴い、固定資産台帳の見直しによる固定資産除却費の減額であります。

以上で説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 上下水道部長藤田幸孝君。

〔上下水道部長 藤田幸孝君登壇〕

○上下水道部長（藤田幸孝君） 議案第26号 平成25年度笠間市水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらん願います。

第2条の収益的収入及び支出の収入でございます。

第1款水道事業収益、第1項営業収益を1,070万5,000円増額し、16億1,666万8,000円に、第2項営業外収益を27万2,000円減額し、7,451万3,000円に補正するものでございます。

支出でございます。

第1款水道事業費を、第1項営業費用を433万7,000円減額し、16億4,428万7,000円に補正するものでございます。

第3条の資本的収入及び支出でございます。

予算第4条本文括弧書きの資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億5,823万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額912万7,000円、減災積立金2,913万8,000円、過年度分損益勘定留保資金4億1,997万2,000円で補てんするものと改めます。

収入でございます。

第1款資本的収入、第2項他会計出資金を36万8,000円減額し、2,143万4,000円に補正するものでございます。

2ページをお開き願います。

支出でございます。

第1款資本的支出、第8項国庫補助金返還金を47万7,000円増額補正するものでございます。

第4条債務負担行為の補正につきましては、予算第5条に定めた水道料金徴収業務委託の限度額1億7,796万6,000円を1億3,251万6,000円に補正するものでございます。

第5条の他会計からの補助金でございますが、収益的収入の(3)広域化対策補助金利息分でございます。217万4,000円を202万2,000円に、(4)児童手当に要する補助金189万4,000円を177万4,000円に、資本的収入(2)広域化対策出資金、元金でございます、2,180万2,000円を2,143万4,000円に改めるものでございます。

主な内容につきましては、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入でございます。

第1款水道事業収益、第1項営業収益、3目その他営業収益1,070万5,000円の増額については、水道加入金の増額及び福島原子力損害に対する東京電力賠償金によるものでございます。

第2項営業外収益、2目他会計補助金27万2,000円の減額は、広域化対策補助金及び児童手当補助金の減によるものでございます。

7ページをごらん願います。

支出でございます。

第1款水道事業費用、第1項営業費用、1目原水及び浄水費193万円の増額については、取水井戸の浚渫工事の減及び浄水場の電気料の増によるものでございます。

2目配水及び給水費4万2,000円の増額については、配水場の電気料の増によるものでございます。

4目業務費13万6,000円の増額については、印刷製本費の増によるものでございます。

6目減価償却費281万7,000円の減額は、配水管等の有価固定資産減価償却費の減によるものです。

7目資産減耗費362万8,000円の減額は、配水管敷せかえ及び揚水機交換等に伴う固定資産除却費の減によるものでございます。

8ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入でございます。

第1款資本的収入、2項他会計出資金、1目一般会計出資金36万8,000円の減額については、広域化対策出資金の減によるものでございます。

支出でございます。

第1款資本的支出、第8項国庫補助金返還金47万7,000円の増額は、24年度国庫補助金に係る消費税の確定による返還金でございます。

以上で議案第26号の説明を終わります。

○議長（小園江一三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号ないし議案第26号までの9件について、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

-
- 議案第27号 平成26年度笠間市一般会計予算
 - 議案第28号 平成26年度笠間市国民健康保険特別会計予算
 - 議案第29号 平成26年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
 - 議案第30号 平成26年度笠間市介護保険特別会計予算
 - 議案第31号 平成26年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
 - 議案第32号 平成26年度笠間市公共下水道事業特別会計予算
 - 議案第33号 平成26年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
 - 議案第34号 平成26年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計予算
 - 議案第35号 平成26年度笠間市立病院事業会計予算
 - 議案第36号 平成26年度笠間市水道事業会計予算
 - 議案第37号 平成26年度笠間市工業用水道事業会計予算

○議長（小藺江一三君） 日程第23、議案第27号 平成26年度笠間市一般会計予算、ないし議案第37号 平成26年度笠間市工業用水道事業会計予算までの11件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第27号 平成26年度笠間市一般会計予算から、議案第37号 平成26年度笠間市工業用水道事業会計予算についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は一般会計、特別会計7会計及び企業会計3会計の平成26年度の当初予算であります。

内容につきましては各担当部長から説明させますので、よろしく申し上げます。

○議長（小藺江一三君） 総務部長阿久津英治君。

〔総務部長 阿久津英治君登壇〕

○総務部長（阿久津英治君） 議案第27号 平成26年度笠間市一般会計予算についてご説明申し上げます。

笠間市一般会計予算書の1ページをごらんください。

第1条は平成26年度笠間市一般会計の歳入歳出予算です。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ282億5,000万円と定めるものでございます。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

第2条は債務負担行為です。地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は第2表債務負担行為によるものでございます。

第3条は地方債です。地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債によるものでございます。

第4条は一時借入金です。地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は8億円と定めるものであります。

第5条は歳出予算の流用についての規定でございます。

続いて、9ページをお開きください。

第2表債務負担行為でございます。行政区で管理をしております防犯灯管理業務委託につきましては、期間を平成26年度から平成35年度まで、限度額が6,075万円、環境基本計画策定業務委託につきましては、期間を平成26年度から平成27年度まで、限度額が655万8,000円、個人市県民税賦課事務労働者派遣業務委託につきましては、期間を平成26年度から平成27年度まで、限度額が137万3,000円とそれぞれ債務負担行為を設定するものでございます。

10ページをお開きください。

第3表地方債でございます。まちづくり振興基金造成事業債から11ページの下段になりますが、臨時財政対策債まで13件、合計で25億8,580万円を限度額としております。

13ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の1、総括の歳入でございますが、第1款市税は個人市民税の増を見込むものの、償却資産の減少による固定資産税の減などにより、市税全体では前年度と比べ、4,698万円減の87億9,436万4,000円としております。

第6款地方消費税交付金は地方消費税率の改正に伴いまして、前年度と比べ、2億197万8,000円増の8億9,207万8,000円としております。

第10款地方交付税は教育庁舎整備に充てる震災復興特別交付税を見込み、前年度と比べて2億1,563万円増の61億5,910万円としております。

第14款国庫支出金は、消費税が8%に引き上げられることに伴い、低所得者の負担軽減対策として、暫定的・臨時的に措置される臨時福祉給付金補助金の交付などにより、前年度と比べ、1億2,487万5,000円増の36億756万6,000円としております。

第15款県支出金は、強い農業づくり交付金事業補助金などにより、県支出金全体で5億9,764万8,000円増の23億2,419万2,000円としております。

14ページをお開きください。

第18款繰入金はそれぞれの特定目的基金の設置目的に沿った事業への充当財源として繰

り入れるほか、財源不足分につきましては、財政調整基金から7億5,000万円を繰り入れ、繰入金全体では2億2,584万3,000円増の14億9,943万8,000円としております。

第21款市債では、平成26年度に予定していた学校耐震化事業が25年度に前倒しになったことや、まちづくり振興基金造成事業債の減額などにより、市債全体で2億4,900万円減の25億8,580万円としております。

歳入の詳細につきましては、本書の16ページから42ページまでの説明欄をごらんいただきたいと思っております。

続きまして、歳出のご説明を申し上げます。

歳出におきましては、26年度の新規事業あるいは拡充をした事業を中心に、主なものについてのご説明とさせていただきます。

53ページをお開きください。

第2款総務費、第1項総務管理費の5目財産管理費、15節工事請負費ですが、教育委員会庁舎整備工事費として3億5,100万円を計上しております。

60ページをお開きください。

10目の電算管理費ですが、職員が使用しております電算システムが更新時期を迎えることに伴い、検討を進めたところ、クラウドドックという新しいシステムがより費用が安く、パフォーマンスが高いことから、導入費用として13節委託料の機器設定委託料635万5,000円、18節備品購入費に8,474万6,000円を計上しております。

62ページをお開きください。

13目市民活動費、13節委託料の防犯灯管理委託料1億668万9,000円は、行政区管理防犯灯のLED化を行うものです。

次に、64ページをお開きください。

14目基金費の25節積立金は合併特例債を財源としたまちづくり振興基金積立金2億8,028万4,000円を計上しております。

77ページをお開きください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、19節負担金補助及び交付金ですが、国の好循環実現の経済対策に関する臨時福祉給付金として2億1,153万5,000円を計上いたしました。財源は事務費を含めて全額が国から交付されるものであります。

81ページをお開きください。

3目高齢者福祉費、13節委託料の介護健診ネットワークシステム保守点検委託料1,034万7,000円は、平成25年度に整備しました地域クラウドシステムを有効に活用するための運用管理経費でございます。

86ページをお開きください。

第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、13節委託料のうち、設計業務委託料3,348万円ですが、てらぎき保育所と笠間幼稚園を一体化して幼保連携型認定子ども園を建設するた

めの基本実施設計委託料であります。

88ページをお開きください。

1行目にあります19節負担金補助及び交付金に、子育て世帯臨時特例給付金9,421万5,000円を計上いたしました。社会福祉総務費の臨時福祉給付金と同様に、財源は全額が国から交付されるものでございます。

94ページをお開きください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございますが、ウォーキングなどをおして気軽に健康づくりができるよう、15節工事請負費にヘルスロード看板設置工事費として469万6,000円を計上いたしました。

98ページをお開きください。

5目環境衛生費、13節委託料、環境基本計画策定業務委託料388万8,000円は、平成28年度に改定を予定しております環境基本計画について、平成26年度から27年度の2カ年度をかけて策定するものでございます。

102ページをお開きください。

第2項清掃費、4目エコフロンティアかさま対策費ですが、15節工事請負費に地区内の市道の補修工事費3億2,879万6,000円、25節積立金にエコフロンティアかさまからの地域振興交付金等を財源とする福田地区地域振興基金積立金1億2,011万3,000円を計上したものであります。

104ページをお開きください。

第5款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費ですが、1節報酬の鳥獣被害対策実施隊報酬585万円は、新たに設立いたします実施隊の活動報酬でございます。

また、次の105ページになりますが、農業公社設立に向けて、4節共済費、社会保険料124万2,000円のうち、54万3,000円、7節賃金の臨時雇い賃金897万円のうち、396万6,000円を計上しております。

106ページをお開きください。

19節負担金補助及び交付金の中段にあります畑地再生事業補助金285万1,000円につきましては、上郷地区において県の農林振興公社が行う茨城畑地再生事業への負担金、また、次の108ページをお開きいただきまして、2段目の農業食品産業強化対策事業補助金5億円は、県補助金であります強い農業づくり交付金を収入し、農産物加工場の建設に対する助成をするものでございます。

121ページをお開きください。

第6款商工費、第2項観光費、3目観光施設費ですが、15節工事請負費に石の百年館と稲田ハイキングコースの誘導案内版等の設置費として1,491万4,000円、また、北山公園パーベキュー場周辺の駐車場及び管理用道路の整備費として6,450万6,000円を計上しております。

125ページをお開きください。

第7款土木費、第2項道路橋梁費、2目道路維持費の委託料のうち、道路ストック総点検委託料として653万8,000円、道路照明や標識等の老朽度調査をするものでございます。

127ページをお開きください。

4目幹線道路整備費において、南友部平町線ほか8路線の整備費として15節工事請負費に道路新設改良工事費1億6,148万円、17節公有財産購入費に2億4,405万円を計上しております。

129ページをお開きください。

第4項都市計画費の1目都市計画総務費、13節委託料の中で一番下段にあります安居工業地域整備推進支援業務委託料400万円は、策定をいたしました基本構想に基づき、事業実施に向けた地元説明会、地権者会の設立を推進するための経費でございます。

133ページをお開きください。

7目芸術の森公園及び愛宕山周辺整備事業費ですが、稲田駅前広場と停車場線の歩行者空間整備として、13節委託料の設計業務委託料に500万円、15節工事請負費の道路舗装工事費に2,000万円、広場整備工事費に1,000万円、ギャラリーロードの歩道整備として道路新設改良工事費に4,120万円、笠間地区市街地浸水対策事業として13節委託料の測量設計等委託料に200万円、15節工事請負費の排水整備工事費に1,420万円などを計上しております。

第5項住宅費、1目住宅管理費、13節委託料の市営住宅管理委託料2,935万円ですが、市営住宅に係る維持管理、料金徴収などの業務を一括委託し、事務の効率化とサービスの向上を図るものでございます。

139ページをお開きください。

第8款消防費、第1項消防費、3目消防施設費、18節備品購入費5,335万7,000円は、高規格救急自動車を更新するものでございます。

143ページをお開きください。

第9款教育費、第1項教育総務費、2目事務局費ですが、学校統合準備事業として、一番下段の15節工事請負費のうち、スクールバスの回転場として笠間小学校の駐車場整備に900万円、次の144ページをお開きいただきまして、普通教室として整備するため、LAN整備に141万3,000円、校舎修繕に1,125万4,000円、19節負担金補助及び交付金の下段になりますが、学用品等購入補助金651万円、閉校記念事業補助金718万1,000円を計上しております。

163ページをお開きください。

第5項社会福祉費、6目青少年育成費ですが、寺子屋事業を拡充し、新しく英語教育のカリキュラムを追加するため、8節報償費に講師謝礼として184万4,000円を計上いたしました。

165ページをお開きください。

7目文化財保護費の13節委託料については、笠間城石垣崩落部の応急処置業務として892万1,000円を計上しております。

167ページをお開きください。

第6項保健体育費、1目保健体育総務費、19節負担金補助及び交付金の一番下段の全国高等学校合気道演武大会補助金200万円ですが、例年東京で開催されております全国大会を開催するもので、当市での開催は5年ぶり2回目となります。

169ページをお開きください。

2目体育施設費、15節工事請負費に、柿橋グラウンド内への東屋設置工事として1,170万9,000円を計上しております。

以上で平成26年度笠間市一般会計予算の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 保健衛生部長安見和行君。

〔保健衛生部長 安見和行君登壇〕

○保健衛生部長（安見和行君） 議案第28号 平成26年度笠間市国民健康保険特別会計予算について説明いたします。

189ページをお開きください。

第1条は歳入歳出予算の総額をそれぞれ90億5,800万円と定めるものであります。

第2条は一時借入金の最高額を3億円と定めるものであります。

第3条は歳出予算の流用に関する規定であります。

歳入歳出の主なものについて説明いたします。

190ページをお開きください。

歳入予算の主なものは、1款国民健康保険税23億4,153万4,000円ですが、一般被保険者国民健康保険税及び退職被保険者等国民健康保険税の現年課税分及び滞納繰越分を計上しております。

3款国庫支出金23億3,367万1,000円は、保険給付や高額医療費共同事業及び特定健康診査に対する国庫負担金及び財政調整交付金を計上しております。

4款療養給付費等交付金3億5,847万9,000円ですが、退職被保険者に対する療養給付費交付金を計上しております。

5款前期高齢者交付金16億7,945万1,000円は、前期高齢者に対する交付金を計上しております。

6款県支出金5億6,453万3,000円は、高額医療費共同事業及び特定健康診査に対する県負担金及び財政調整交付金を計上しております。

7款共同事業交付金11億951万4,000円は、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に対する交付金を計上しております。

9款繰入金6億4,044万3,000円は、一般会計より事務費及び保険基盤安定並びに保険税負担緩和分等の繰入金を計上しております。

続きまして、歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

192ページをお開きください。

2款保険給付費57億7,884万3,000円は、一般被保険者及び退職被保険者に対する療養の給付費及び高額療養費、移送費、出産育児諸費、葬祭費をそれぞれ計上しております。

3款後期高齢者支援金等は13億2,261万1,000円を計上しております。

5款介護給付金6億2,274万5,000円を計上しております。

6款共同事業拠出金10億2,942万2,000円は、高額療養共同事業保険財政共同安定化事業等へ拠出するものであります。

7款保健事業費8,446万2,000円は、40歳から75歳未満の被保険者に対し、特定健康審査、特定保健指導事業や健康づくりの推進事業などの費用に計上しております。

以上で議案第28号の説明を終わります。

221ページをお開きください。

議案第29号 平成26年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

第1条は歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億9,100万円と定めるものであります。歳入歳出の主なものについて説明いたします。

まず、歳入についてですが、222ページをお開きください。

1款後期高齢者医療保険料は5億950万7,000円でありまして、被保険者数の増により、5%の増となっております。

4款繰入金1億6,509万6,000円は事務費及び保険基盤安定並びに後期高齢者健診事業に係る繰入金を計上しております。

6款諸収入1,625万円は、後期高齢者医療広域連合からの検診委託金及び人間ドック、脳ドック等の助成金を計上しております。

続きまして、223ページの歳出についてですが、2款後期高齢者医療広域連合給付金6億6,183万8,000円は、後期高齢者医療広域連合への保険料納付金及び後期高齢者医療保険基盤安定事業負担金等を計上しております。

4款保健事業費1,625万円は、健康診断検査委託料及び人間ドック、脳ドック健診補助金等を計上しております。

以上で議案第29号の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長小松崎栄一君。

〔福祉部長 小松崎栄一君登壇〕

○福祉部長（小松崎栄一君） それでは議案第30号 平成26年度笠間市介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

233ページをお開き願います。

第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億4,400万円と定めるものでございます。

第2条は一時借入金の借入最高額を2億円と定めるものでございます。

第3条は歳出予算の流用についての規定でございます。

次に、234ページをお開きいただきたいと思います。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。

第1款保険料10億3,241万1,000円については、65歳以上の第1号被保険者の保険料、第3款国庫支出金12億6,933万9,000円は、介護給付費及び地域支援事業費に対する国の負担金及び補助金であり、第4款支払基金交付金は15億7,404万1,000円、40歳から64歳までの第2号被保険者の負担分であります。

第5款県支出金8億792万2,000円は、介護給付費及び地域支援事業費に対する県の負担金及び補助金であり、第7款繰入金9億5,461万5,000円につきましては、給付費や人件費等に対する一般会計及び基金からの繰入金でございます。

次に、236ページの歳出についてご説明申し上げます、

まず、第1款総務費1億3,808万4,000円は、介護保険制度の運営に係る人件費及び事務費でございます。

第2款保険給付費53億9,788万4,000円は、介護サービス及び介護予防サービスなどの利用に対する給付費であり、第4款地域支援事業費1億558万2,000円は介護予防事業及び包括的支援事業2事業費ということでございます。

以上で、議案第30号についての説明を終わります。

続きまして、議案第31号 平成26年度笠間市介護サービス事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

267ページをお開き願います。

第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,460万円と定めるものでございます。

第2条につきましては歳出予算の流用についての規定でございます。

次に、268ページの歳入について、主なものについてご説明申し上げます。

第1款サービス収入1,975万4,000円は、介護予防支援サービスケアプランの作成に対するもので、第2款繰入金483万5,000円は人件費分を一般会計から繰り入れするものであります。

次に、269ページ、歳出でございますけれども、第1款総務費1,460万8,000円は主に人件費であり、第2款サービス事業費946万8,000円はケアプラン作成の委託料でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小園江一三君） 上下水道部長藤田幸孝君。

〔上下水道部長 藤田幸孝君登壇〕

○上下水道部長（藤田幸孝君） 議案第32号並びに議案第33号をご説明申し上げます。

初めに、議案第32号 平成26年度笠間市公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の283ページをお開き願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億300万円とするものであります。

第2条は地方債について、第3条では一時借入金の最高額は8億円と定めております。

第4条は歳出予算の各項の経費の流用に関する規定でございます。

284ページをお開き願います。

第1表の歳入歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

初めに、歳入ですが、第1款分担金及び負担金、2項負担金6,748万8,000円は、受益者負担金を見込んでおります。

第2款使用料及び手数料、1項使用料5億3,071万8,000円につきましては、下水道使用料でございます。

第3款国庫支出金、1項国庫補助金2億7,035万円につきましては、管渠設計及び工事費等の国庫補助金でございます。

第4款県支出金、1項県補助金937万3,000円は工事費の県補助金でございます。

第6款繰入金、1項一般会計繰入金8億568万9,000円は公債費等に充てるための一般会計からの繰入金でございます。

2項基金繰入金5,000万円につきましては、公共下水道事業基金積立金より繰り入れるものでございます。

285ページをごらん願います。

第9款市債8億6,840万円は公共下水道事業債及び資本平準化債でございます。

続きまして、歳出予算についてご説明申し上げます。

286ページをお開き願います。

第1款下水道費、1項下水道総務費7億4,982万6,000円は、業務関係及び浄化センターともべの長寿命化計画に基づく中央監視室の改修工事及び下水道施設の保守点検等の維持管理費を計上してございます。

2項下水道建設費5億3,150万3,000円の主なものは、笠間地区の笠間幹線圧送管予備ルートを整備及び管渠敷設工事に係る工事請負費を計上してございます。

第2款公債費、1項公債費13億1,667万1,000円につきましては、公共下水道事業債及び資本平準化債の長期債、元金及びその利子でございます。

287ページをごらん願います。

第2表地方債でございますが、起債の目的は公共下水道事業債で、管渠工事費及び長寿命化計画に基づく改修工事費が主なものでございまして、限度額4億6,840万円、資本平準化債、限度額は4億円でございます。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

以上で議案第32号の説明を終わります。

次に、議案第33号 平成26年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算についてご説明申

し上げます。

313ページをお開き願います。

第1条では歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億2,400万円とするものであります。

第2条では地方債について、第3条では、一時借入金の最高額は2億円と定めております。

第4条では歳出予算の各項の経費の流用について定めております。

314ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

歳入でございますが、第1款分担金及び負担金、1項分担金1,966万3,000円は友部北部地区の分担金でございます。

第2款使用料及び手数料6,576万1,000円は農業集落排水使用料等でございます。

第3款県支出金2億266万円は友部北部地区の県補助金でございます。

第8款繰入金3億2,890万円は公債費等に充てるための一般会計及び基金からの繰入金でございます。

第8款市債2億700万円は友部北部地区農業集落排水事業に充てるための起債でございます。

316ページをお開き願います。

歳出でございますが、第1款農業集落排水事業費第1項農業集落排水施設管理費1億847万1,000円の主なものは、汚泥くみ取り手数料、施設管理委託料等でございます。

第2項農業集落排水施設建設費4億4,971万8,000円は友部北部地区農業集落排水事業が主なもので、設計業務あるいは工事請負等が主なものでございます。

第2項公債費2億6,481万1,000円は、農業集落排水事業債の長期債元金および利子でございます。

317ページをごらんください。

第2表の地方債でございますが、起債の目的は農業集落排水事業友部北部地区の工事費が主なもので、限度額2億700万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

以上で議案第33号の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長竹川洋一君。

〔都市建設部長 竹川洋一君登壇〕

○都市建設部長（竹川洋一君） 議案第34号 平成26年度笠間市岩間駅東土地地区画整理事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

339ページをお開き願います。

第1条は歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,064万5,000円と定めるものでございます。歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書にてご説明申し上げます。

345ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

第1款財産収入、1項財産売却収入、1目不動産売却収入の8,612万5,000円は、保留地処分金を計上したものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

346ページをごらんいただきたいと思います。

1款土地区画整理事業費、1項総務費、1目総務費3,792万5,000円は、保留地販売促進紹介料及び保留地処分金を繰り出しの財源とする一般会計繰り出し金等でございます。

2款公債費、1項公債費、1目の元金5,183万円につきましては、保留地処分金を償還財源とする地域開発事業債の償還でございます。

以上で議案第34号の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 市立病院事務局長打越勝利君。

〔市立病院事務局長 打越勝利君登壇〕

○市立病院事務局長（打越勝利君） 議案第35号 平成26年度笠間市立病院事業会計予算についてご説明いたします。

357ページをお開き願います。

第2条の業務の予定量ですが、年間患者数を入院が延べ8,760人、外来延べ患者が2万9,400人と予定し、1日平均患者数では入院が24人、外来が120人と予定しております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額については、総額を6億9,400万とし、収入の主なものは入院・外来収益など、医業収益が6億2,301万8,000円、他会計補助金などの医業外収益が7,097万9,000円と予定しております。

支出では、給与費、材料費など医業費用などが6億7,422万2,000円、支払い利息など医業外費用が265万5,000円、賞与引当金など特別損失が1,602万3,000円と予定しております。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額ですが、資本的収入が577万円で、内訳は医療機器購入に伴う起業債が240万円、一般会計からの支出金が217万円、国保特別会計からの補助金が120万円と予定しております。

資本的支出は700万6,000円で、医療機器購入に伴う建設改良費が360万1,000円、起業債償還金が340万5,000円を予定しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対する不足する額123万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

次に、358ページをお開き願います。

第5条は起業債として病院事業債の限度額を240万円と定めるもので、第6条は一時借入金の限度額を2億円と定めるものでございます。

第7条は経費の金額を流用することができる場合を、第8条は議会の議決を経なければ流用することができない経費を、第9条は一般会計からの負担金や補助金など、他会計か

らの補助金をそれぞれ掲載したものでございます。

最後に、第10条は棚卸資産の購入限度額を1億5,632万円と定めるものでございます。

以上で議案第35号の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 上下水道部長藤田幸孝君。

〔上下水道部長 藤田幸孝君登壇〕

○上下水道部長（藤田幸孝君） 訂正をお願いしたいんですけれども、先ほど農業集落排水事業の中で、314ページの中で、第5款繰入金のところ、第8款と言ってしまった部分を第5款に訂正させていただきます。済みませんでした。

では、議案第36号並びに議案第37号について説明申し上げます。

初めに、議案第36号 平成26年度笠間市水道事業会計予算についてご説明申し上げます。391ページをお開き願います。

第2条の業務の予定量は記載のとおりでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は次のとおり定めるものでございます。

初めに、収入でございますが、第1款水道事業収益19億4,100万円でございます。

第1項営業収益16億3,370万円は給水収益が主なものでございます。

第2項営業外収益3億729万6,000円は他会計補助金が主なものでございます。

第3項特別利益4,000円は科目設定のみでございます。

次に、支出でございますが、第1款水道事業費用は収入と同額の19億4,100万円でございます。

第1項営業費用17億9,113万2,000円は原水及び浄水費、排水及び給水費並びに減価償却費等が主なものでございます。

第2項営業外費用1億1,570万2,000円は起業債借入利子の支払いが主なものでございます。

第3項特別損失1,404万6,000円は平成25年度分引当金が主なものでございます。

第4項予備費2,012万円は収支のバランスを図るものでございます。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定めるものでございます。資本的収入が資本的支出額に対して不足する額4億9,696万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,294万7,000円、過年度分損益勘定留保資金4億7,401万7,000円で補てんするものでございます。

392ページをお開き願います。

収入でございますが、第1款資本的収入は1億3,960万円でございます。第1項起業債4,000万円は石綿管更新事業に充てるための借入でございます。

第2項他会計出資金2,221万円は広域化対策によります一般会計出資金でございます。

第3項他会計負担金490万円は消火栓設置に伴う一般会計負担金でございます。

第4項工事負担金7,248万9,000円は補償工事負担金でございます。

次に支出でございますが、第1款資本的支出は6億3,656万4,000円でございます。

第1項建設改良費3億1,826万4,000円は石綿管敷せかえ、道路改良及び下水道の補償工事、取水井戸の更新工事等が主なものでございます。

第2項起業債償還金3億1,830万円は起業債元金の償還金でございます。

第5条の起業債でございますが、起債の目的は配水管整備事業であり、限度額、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

第6条は一時借入金の限度額を1億円と定めるものでございます。

第7条は予定支出の各項の金額の流用について定めるものでございます。

393ページをごらん願います。

第8条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費1億4,930万8,000円、交際費5万円とするものでございます。

第9条は一般会計からの負担金、補助金及び出資金でございます。内訳につきましては記載のとおりでございます。

第10条は棚卸資産の購入限度額を900万円と定めるものがございます。

以上で議案第36号の説明を終わります。

次に、議案第37号 平成26年度笠間市工業用水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

431ページをお開き願います。

第2条の業務の予定量は記載のとおり予定するものでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は次のとおり定めるものでございます。

初めに、収入でございますが、第1款工業用水道事業収益は2,980万円でございます。

第1項営業収益2,920万2,000円は給水収益によるものでございます。

第2項営業外収益59万8,000円は受取利子でございます。

次に、支出でございますが、第1款工業用水道事業費用は収入と同額の2,980万円でございます。

第1項営業費用2,607万4,000円は原水及び浄配水費、減価償却費が主なものでございます。

第2項営業外費用160万1,000円は消費税及び地方消費税でございます。

第3項特別損失57万円は平成25年度分引当金が主なものでございます。

第4項予備費155万5,000円は収支のバランスを図るものでございます。

第4条資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定めるものでございます。

資本的収入が資本的支出額に対して不足する額453万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額33万6,000円、過年度分損益勘定留保資金420万円で補てんするものでございます。

収入はございません。

支出でございます。

第1款資本的支出、第1項建設改良費453万6,000円は浄水場の制御盤内の機器等の更新工事によるものでございます。

432ページをお開きください。

第5条は予定支出の確保の経費の金額の理由について定めるものでございます。

第6条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費865万円とするものでございます。

第7条は棚卸資産の購入限度額を100万円と定めるものでございます。

以上で議案第37号の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

散会の宣告

○議長（小藺江一三君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は2月27日、午後2時に開きますのでご参集ください。ご苦労さまでした。

午後3時15分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 小藺江 一 三

署 名 議 員 石 松 俊 雄

署 名 議 員 海老澤 勝